

岳南広域都市計画道路の 変更について

＜静岡県決定 1 路線、富士市決定 7 路線＞

令和 4 年 1 0 月 2 4 日 MON
富士市 都市計画課

1. 富士市の都市計画道路

- 都市計画道路とは…
- 都市計画道路の決定・整備状況

2. 都市計画の変更理由

- 必要性再検証の背景・目的
- 必要性再検証のながれと検証内容
- 見直しの方向性

3. 都市計画の変更内容

- 3・4・18号元吉原中里線（静岡県決定）
- 3・4・23号十兵衛宮島線ほか6路線（富士市決定）

4. 都市計画変更のスケジュール

- 今後のスケジュール

1. 富士市の都市計画道路

- 都市計画道路とは…
- 都市計画道路の決定・整備状況

都市計画道路とは…

- ✓ 都市計画法の手続きを経て定められた道路
- ✓ 都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための基幹的な都市施設のうちの一つ

都市計画道路の3つの機能

- 1 人や物資の移動のための「**交通機能**」
- 2 景観・日照権の確保、避難路やライフライン等の収容空間としての「**空間機能**」
- 3 都市の骨格形成を促す「**市街地形成機能**」

決定権者による分類

✓ 道路の種類等で都市計画決定の主体が異なります

静岡県決定路線 ⇨ 高速道路、一般国道、県道 など

富士市決定路線 ⇨ 上記以外の道路

都市計画に定める事項（都市計画法施行令第6条）

✓ 政令等により、次の事項を定めるものとされています

①種 別

②名 称

③位 置

④区 域

⑤構 造（車線の数、幅員、構造形式、地表式区間における交差数）

都市計画道路とは…

都市計画道路を定めると…

- ✓ 道路の予定区域内における建築制限があります
(都市計画法第53条など)



具体的には…

- ✓ 建築物は2階または3階建てまでしか建てられない…
- ✓ 主要構造部は、RC構造等は不可

つまい

道路整備が進むように、都市計画道路にかかると土地では、自由に建築を行うことができません



都市計画道路の決定

本市の都市計画道路の多くは、昭和30年代の高度経済成長期に、市街地が拡大していくことを前提に、それに対応するべく、都市計画決定を行ってきました。



昭和37年頃の富士川橋



昭和30年頃の富士川と旧・富士市街の様子

都市計画道路の決定

都市計画決定一覧

路線番号	名称	幅員(m)	市延長(m)	計画決定年月日	当初決定告示番号	変更最終決定年月日	名称変更告示番号	供用状況	概成済延長(m)	同県市道別延長(m)	車線数
1・2・2	第二東名自動車道	33	5,600	H3.9.24	昭告778			0	0	0	0
3・2・1	臨港富士線	30	4,930	S31.4.9	建告598	H16.2.13	昭告142	0	0	0	4
3・1・2	国道1号バイパス線	40	12,000	S36.10.19	建告2308	H11.10.15	昭告829	0	0	0	4
3・3・3	沖田大通り線	22	1,890	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告142	0	0	0	4
3・3・4	田子浦伝法線	22	4,190	S36.10.19	建告2368	H11.10.15	昭告829	0	0	0	4
3・3・5	今井早口線	22	470	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告142	0	0	0	2
3・4・6	富士富士宮線	21	6,000	S49.11.19	昭告1103	H16.2.13	昭告142	0	0	0	4
3・3・8	田子浦臨港線	26	3,540	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告142	0	0	0	4
3・4・9	吉原富士線	20	2,300	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告142	0	0	0	2
3・4・10	吉原浮島線	18	4,550	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告142	0	0	0	2
3・4・11	吉原浮島線	18	4,550	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告142	0	0	0	2
3・4・12	元吉原中里線	16	3,140	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告142	0	0	0	2
3・3・19	本市場大瀬線	25	6,100	S36.10.19	建告2368	H12.12.1	昭告954	0	0	0	4
3・4・20	富士停車場厚原線	16	4,370	S31.4.9	建告598	R4.3.29	昭告279	0	0	0	2
3・4・21	富士駅南口田子浦線	16	2,740	S31.4.9	建告598	H24.3.30	昭告56	0	0	0	2
3・4・22	平塚松本線	16	1,620	S36.10.19	建告2368	H16.2.13	昭告142	0	0	0	2
3・4・23	十兵衛宮島線	16	1,400	S36.10.19	建告2368	H16.2.13	昭告142	0	0	0	2
3・5・29	日吉新橋線	15	890	S31.8.2	建告1176	H24.3.30	昭告328	0	0	0	2
3・5・30	前田宮下線	15	3,550	S31.4.9	建告598	H16.2.13	昭告15	0	0	0	2
3・5・31	荒田島日吉線	12	870	S31.8.2	建告1176	H24.3.30	昭告56	0	0	0	2
3・5・32	吉原勢子辻線	12	4,320	S31.8.2	建告1176	H22.11.24	昭告781	0	0	0	2
3・5・33	荒田島中里線	12	5,850	S31.8.2	建告1176	H24.3.30	昭告328	0	0	0	2
3・5・34	依田原国道線	12	650	S31.8.2	建告1176	H16.2.13	昭告15	0	0	0	2
3・5・35	栄町立小路線	12	390	S31.8.2	建告1176	H16.2.13	昭告15	0	0	0	2
3・5・36	弥生線	12	3,950	S31.8.2	建告1176	H16.2.13	昭告15	0	0	0	2

現在、75路線（約208km）の都市計画道路を計画決定しています

名称	幅員(m)	市延長(m)	計画決定年月日	当初決定告示番号	変更最終決定年月日	名称変更告示番号	供用状況	概成済延長(m)	同県市道別延長(m)	車線数
3・5・37	吉原大瀬線	12	3,600	S36.10.19	建告2369	H16.2.13	昭告15	0	2,520	2
3・5・38	上和田若松線	12	1,450	S40.7.13	建告1834	H16.2.13	昭告15	0	0	2
3・5・39	津田藤原線	12	1,730	S36.10.19	建告2368	H16.2.13	昭告15	810	340	2
3・3・40	藤岡前田線	26	1,340	S36.10.19	建告2368	H16.2.13	昭告142	0	0	4
3・5・41	柳島田子浦線	12	1,210	S41.10.19	建告2186	H24.3.30	昭告56	100	0	2
3・1・42	漁港富士川口線	16	2,910	S36.10.19	建告2368	H24.3.30	昭告392	0	2,210	2
3・5・43	柚木岩本線	12	1,490	S31.4.9	建告598	H16.2.13	昭告142	0	0	2
3・4・45	藤原水戸島線	16	1,520	S31.4.9	建告598	H16.2.13	昭告142	1,320	200	2
3・6・46	加島線	11	330	S36.10.19	建告2368	H16.2.13	昭告142	330	0	2
3・6・47	本町四丁河原線	11	1,530	S31.4.9	建告598	H16.2.13	昭告15	1,530	0	2
3・6・48	富士鷹岡線	11	6,400	S31.4.9	建告598	H16.2.13	昭告15	5,470	930	2
3・6・49	富士駅伝法線	11	2,800	S31.4.9	建告598	H16.2.13	昭告15	970	1,830	2
3・6・59	沢向高田線	8	360	S30.3.31	建告400	H24.3.30	昭告56	350	10	2
3・4・61	五味島岩本線	18	2,690	S31.4.9	建告598	H11.3.29	昭告57	1,760	0	2
3・5・74	依田原津田線	12	1,210	S55.12.2	昭告91	H16.2.13	昭告15	1,210	0	2
3・4・75	国道津田線	16	1,110	S55.12.2	昭告1017	H16.2.13	昭告142	1,110	0	2
3・5・76	五味島一号线	12	910	S57.1.4	昭告1	H16.2.13	昭告15	910	0	2
3・4・93	岩淵小池下線	16	940	S18.3.14	昭告212	H24.3.30	昭告56	540	100	2
3・4・94	富士川駅東口線	16	250	S18.3.14	昭告212	H24.3.30	昭告56	0	0	2
3・5・95	榊形富士川線	12	560	S18.3.14	昭告212	H24.3.30	昭告56	0	550	2
3・5・97	富士川駅黒里線	12	30	S18.3.14	昭告212	H24.3.30	昭告56	0	30	2
7・6・1	島田1号線	8	950	S60.11.8	昭告77	H16.2.13	昭告15	950	0	2
7・6・2	島田2号線	9	440	S60.11.8	昭告77	H16.2.13	昭告15	440	0	2
8・7・2	富士中央歩行者道	6	1,670	S57.1.4	昭告1			1,670	0	1
合計	75路線		207,790					116,350	37,400	

都市計画道路の決定

都市計画決定状況

凡例

都市計画道路



都市計画道路の整備状況

改良済み延長の推移

※概成済・・・路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上を有する道路）

＜決定延長＞ **207.79km**

※＜概成済＞

37.40km

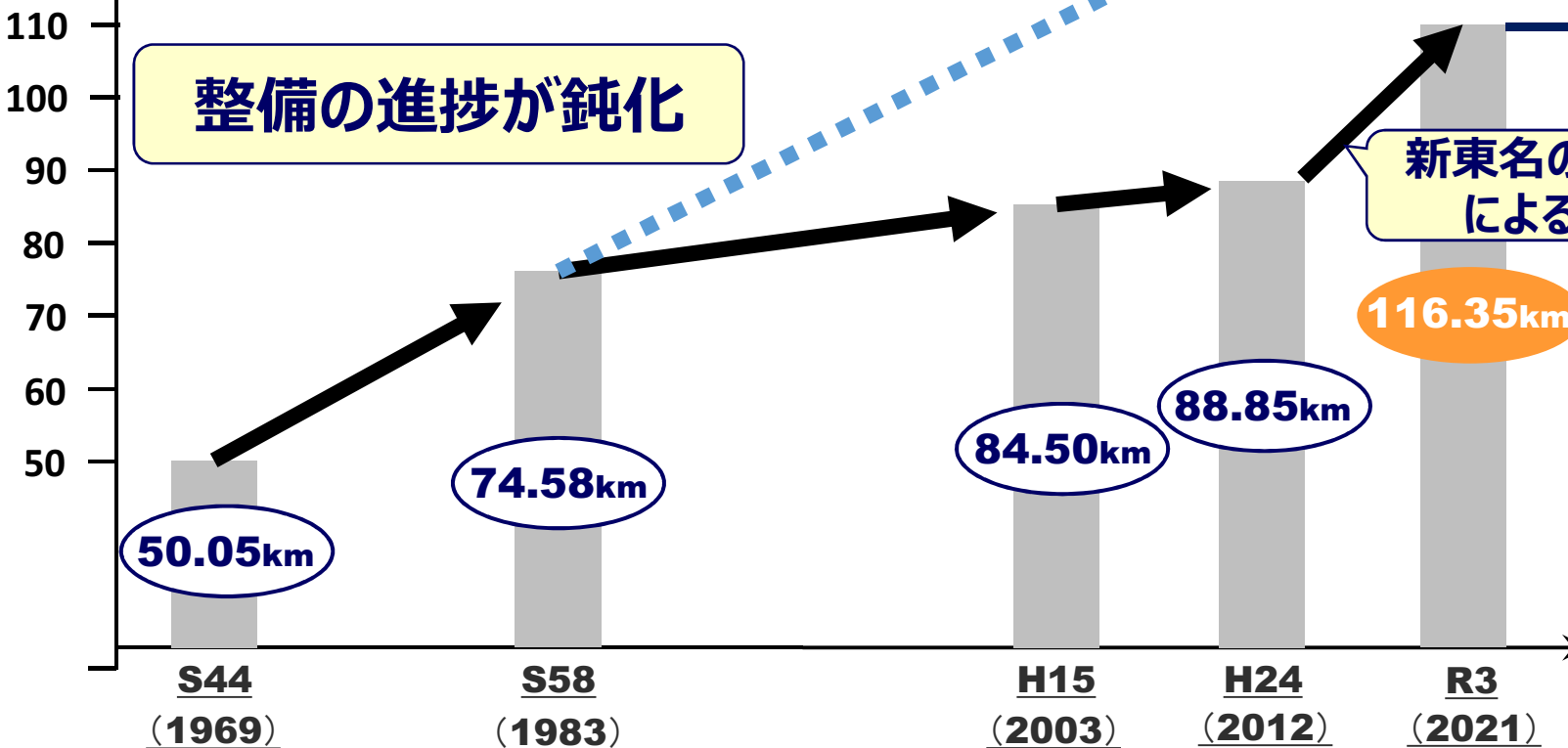
＜未整備＞

54.04km

(延長: km)

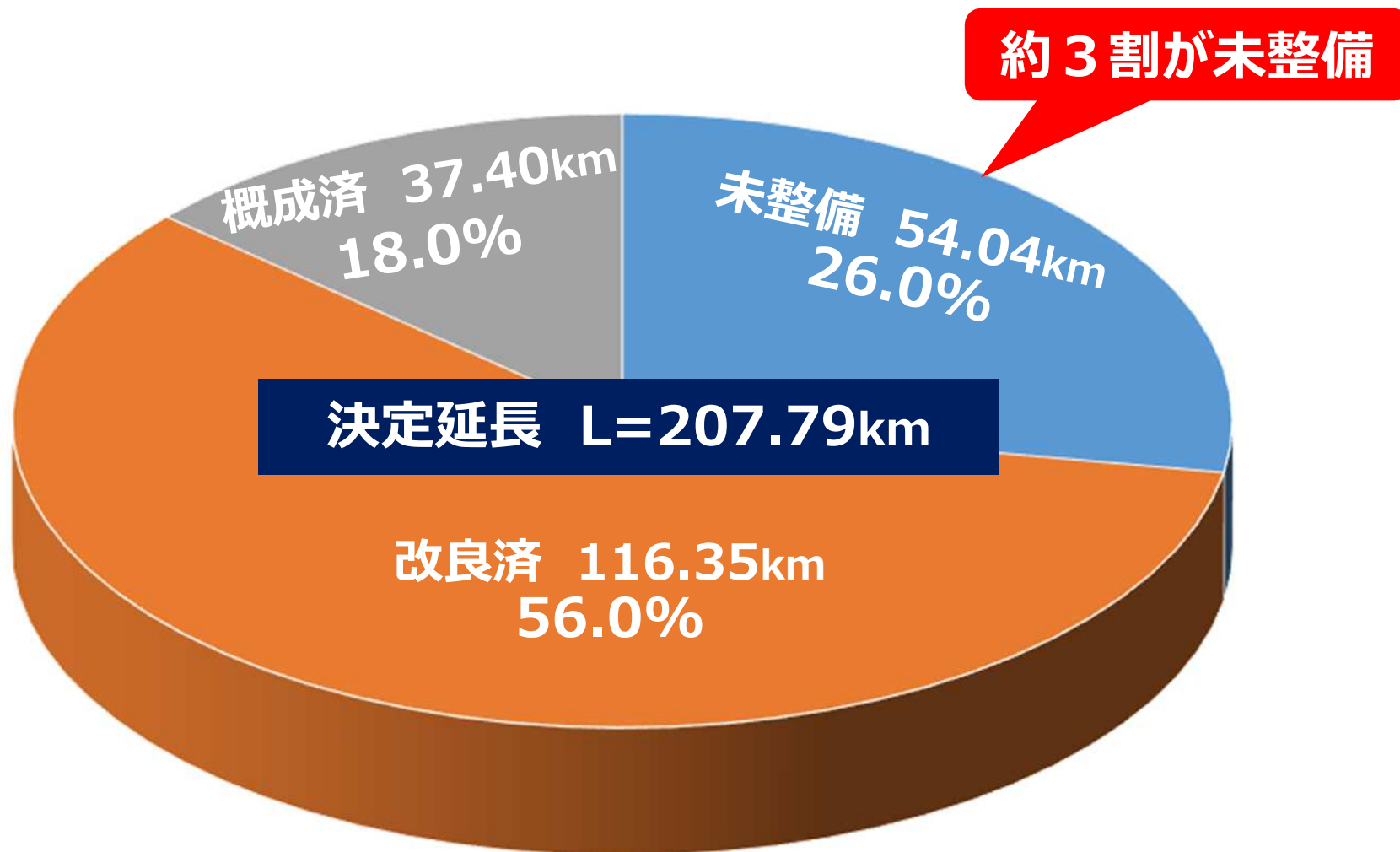
整備の進捗が鈍化

新東名の開通による増



都市計画道路の整備状況

都市計画道路の整備状況



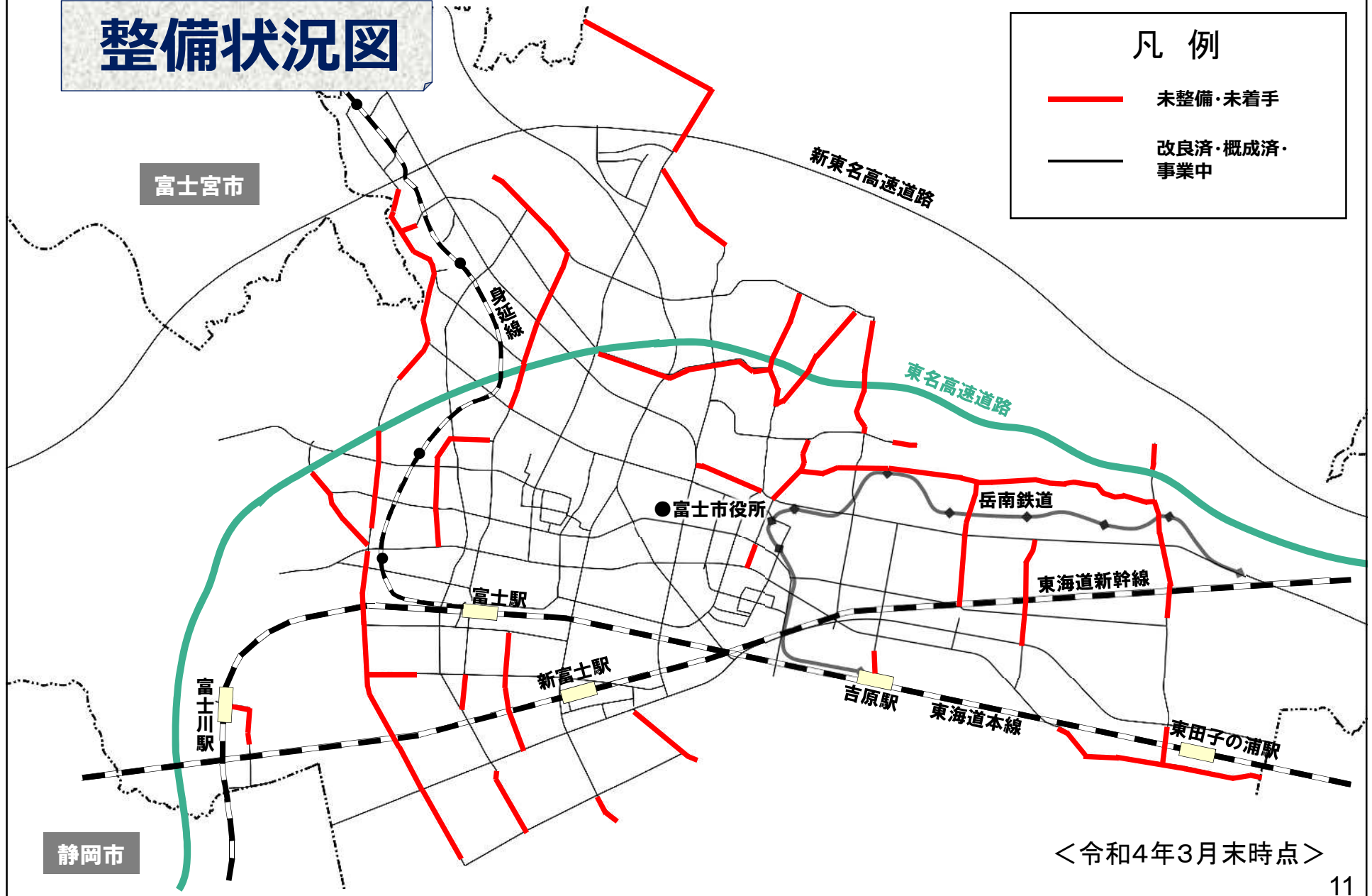
<令和4年3月末時点>

都市計画道路の整備状況

整備状況図

凡例

- 未整備・未着手
- 改良済・概成済・事業中



2. 都市計画の変更理由

- 必要性再検証の背景・目的
- 必要性再検証のながれと検証内容
- 見直しの方向性

必要性再検証の背景

これまでに決定延長の約6割を整備してきましたが…

見直しの背景

- ① 長期にわたり未整備であることによる影響
- ② 人口減少や高齢化、人の動きの変化による交通量の減少
- ③ 財政的な制約

社会情勢の変化に伴い、改めて必要性再検証が必要です

必要性再検証の背景①

長期に渡り未整備であることによる影響

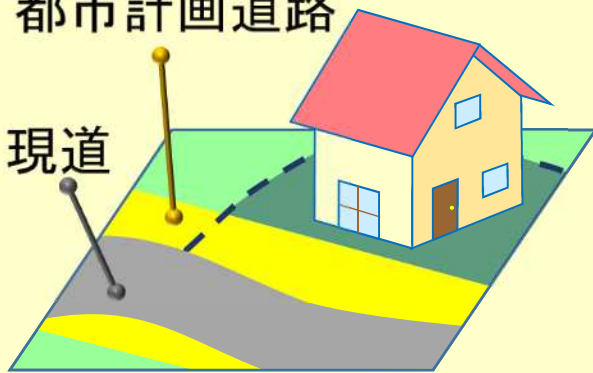
- ✓ 長期間にわたり建築制限がかかったままの状態が続いています…
- ✓ いつ事業に着手するのか分からないので土地利用計画を立てにくい状況です…



都市計画道路の制限

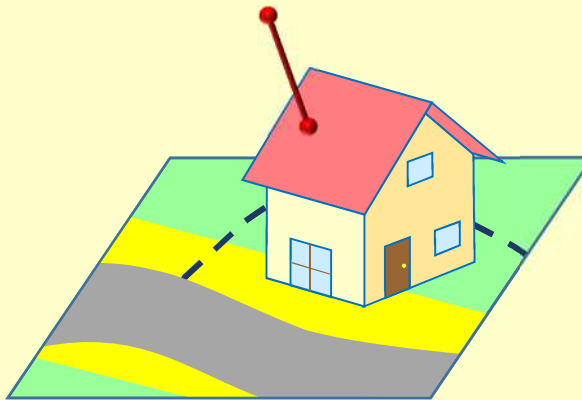
都市計画道路

現道



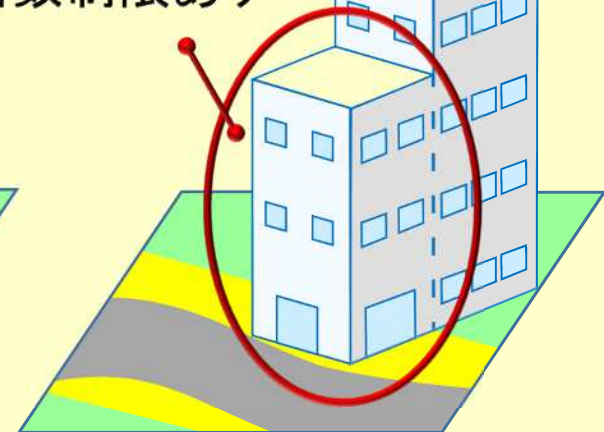
計画線より下がって建築

構造の制限あり



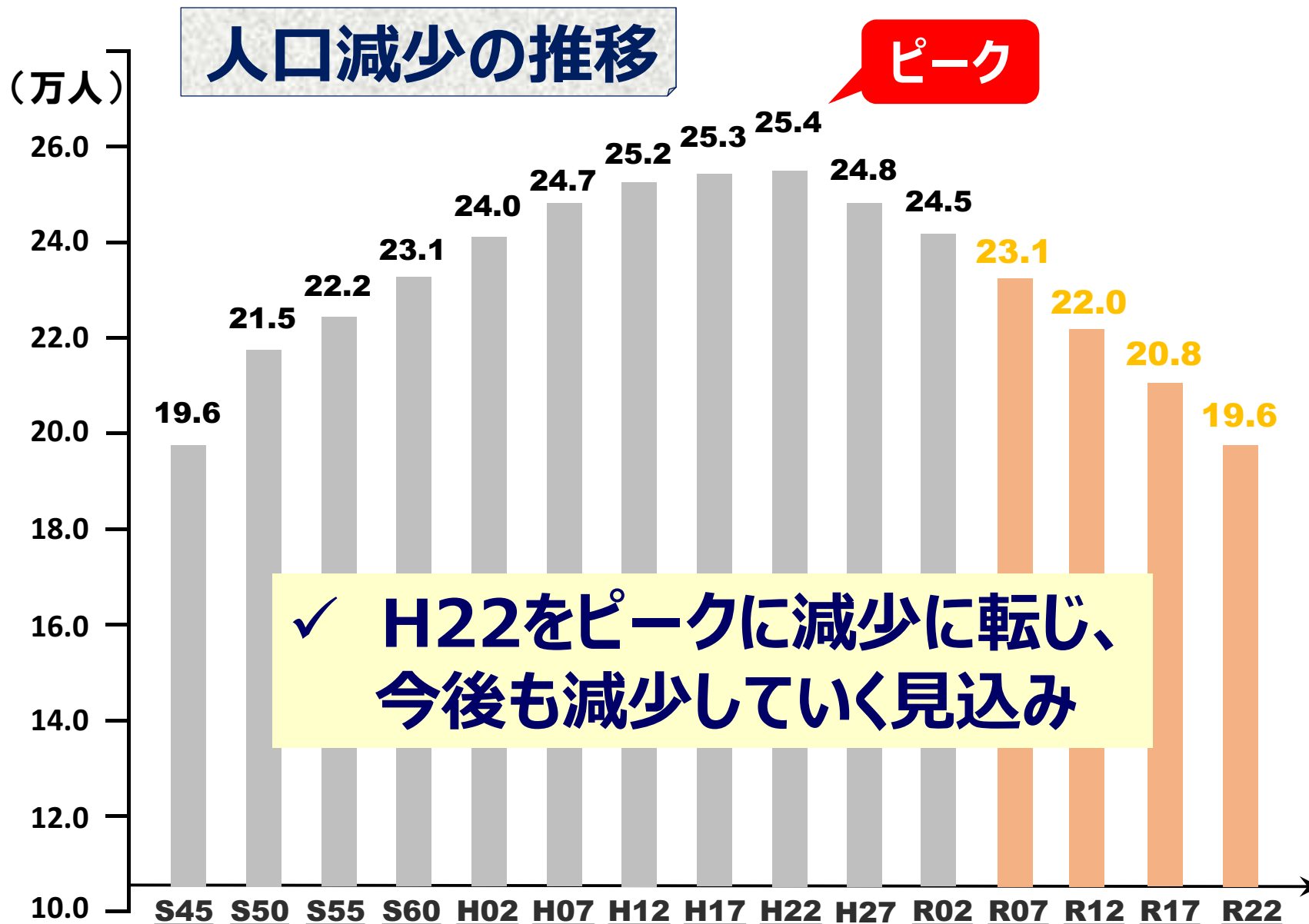
計画線にかけて建築

階数制限あり



かかる場合は2階or3階まで

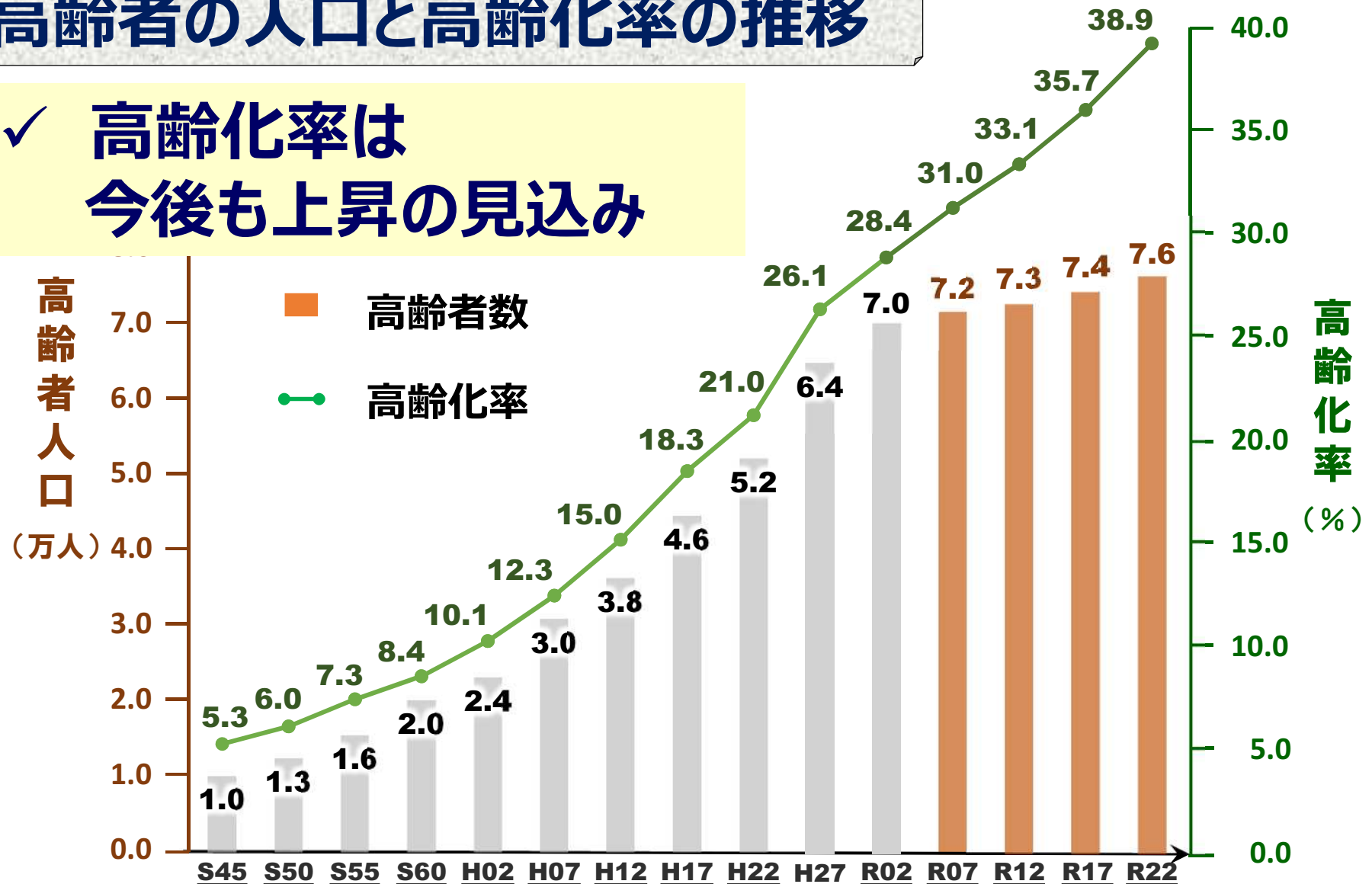
必要性再検証の背景②



<出典:実績:国勢調査 推計:国立社会保障人口問題研究所>

高齢者の人口と高齢化率の推移

✓ 高齢化率は
今後も上昇の見込み

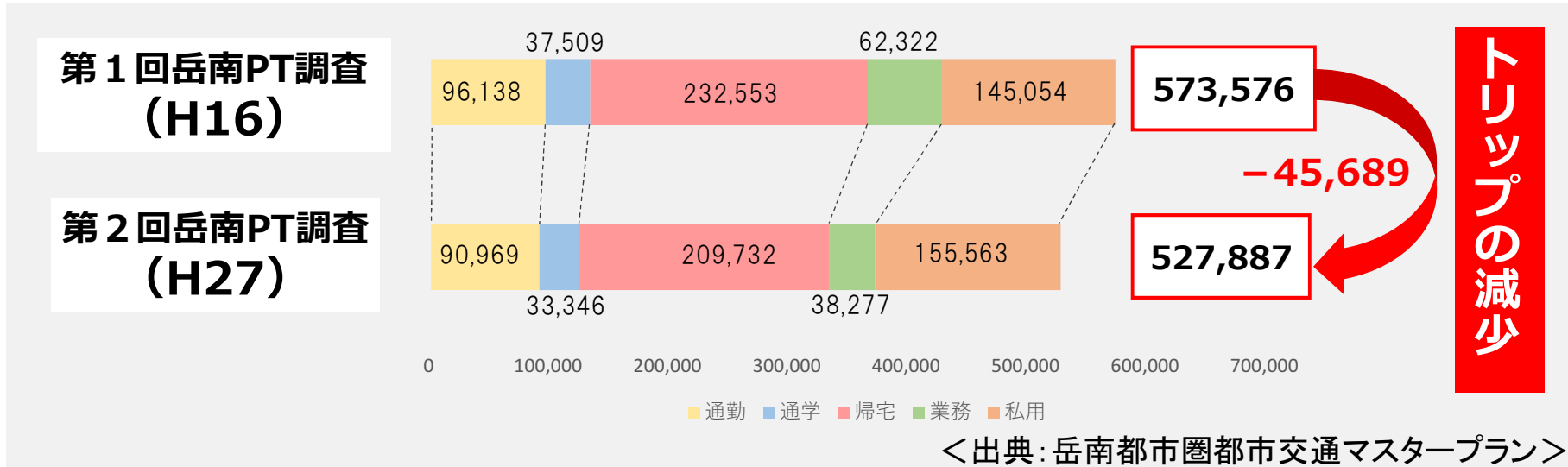


必要性再検証の背景②

人の動き（トリップ）の変化

【富士市におけるトリップ数の変化】

トリップとは・・・人が目的を持って出発地から目的地まで移動した1回の動きのこと

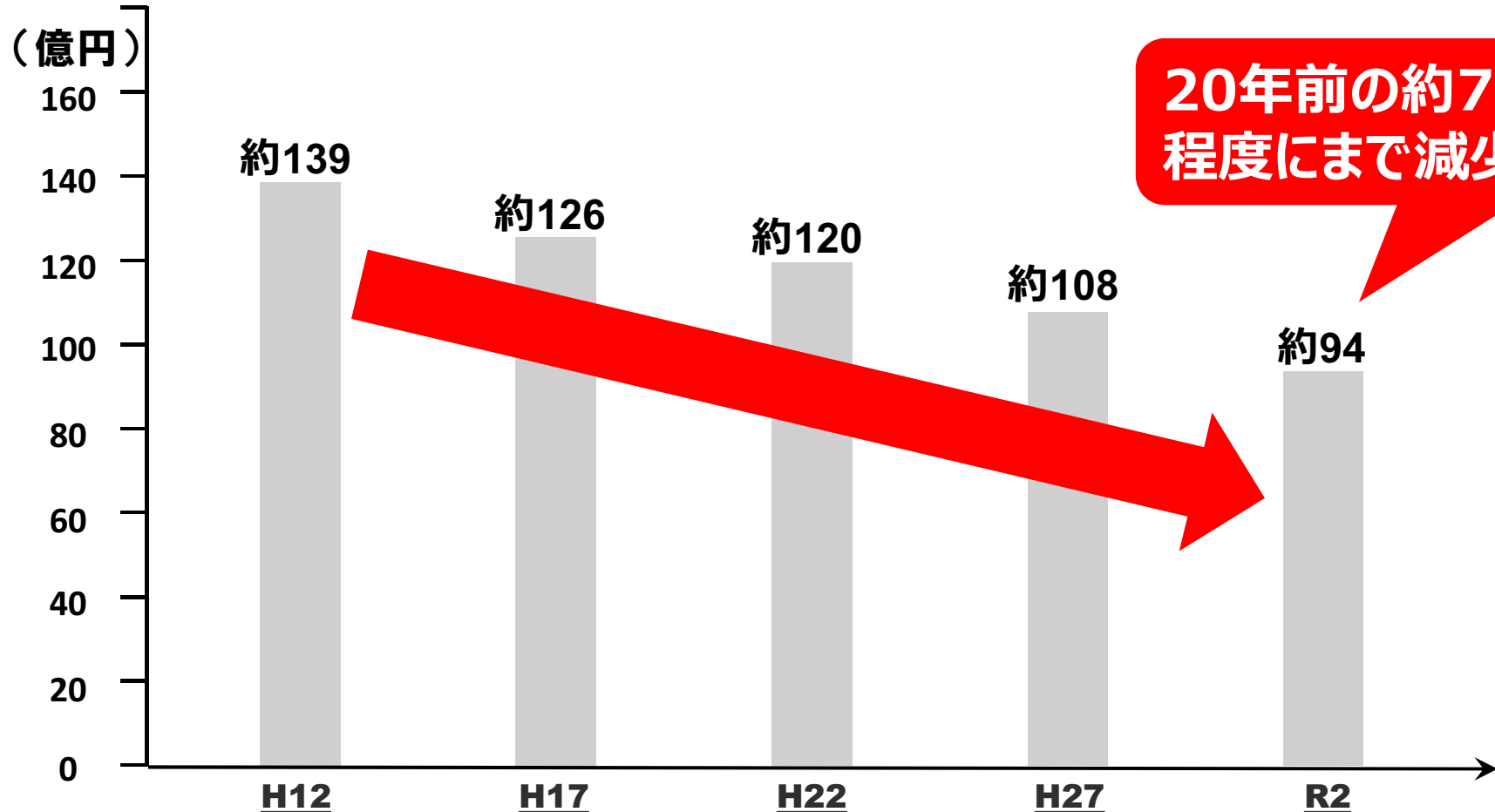


- ✓ 通勤や通学、帰宅、業務目的のトリップが減少していることから、今後も交通量は減少する見込み

必要性再検証の背景③

土木費の推移

土木費とは・・・道路や公園などを整備するための費用



20年前の約7割程度にまで減少

<出典:富士市資料>

✓ 新規の整備はより困難な状況となっています

必要性再検証の目的

なぜ、今回、再検証を実施する必要があったのか？

- ✓ 第2回岳南PT調査（H27～H30）により、最新の「将来交通量推計」が示されました
- ✓ 都市計画は適時・適切に見直すことが望ましく、**都市計画道路網の再構築を行うべきと考えました**

平成19年～平成23年 **本市で初めての…**

都市計画道路の必要性再検証を実施し、
19路線20区間の都市計画変更を行いました

令和元年度～ **本市では2回目となる…**

都市計画道路の必要性再検証を行いました

必要性再検証の目的

見直しの背景

- ・長期にわたり未整備であることによる影響
- ・人口減少と高齢化による交通量の減少
- ・財政的な制約

見直しの目的

将来の道路ネットワークとして必要な路線であるかどうかを検証し、適切に見直すことです。

※ 整備を行う時期や内容を検証するものではありません。

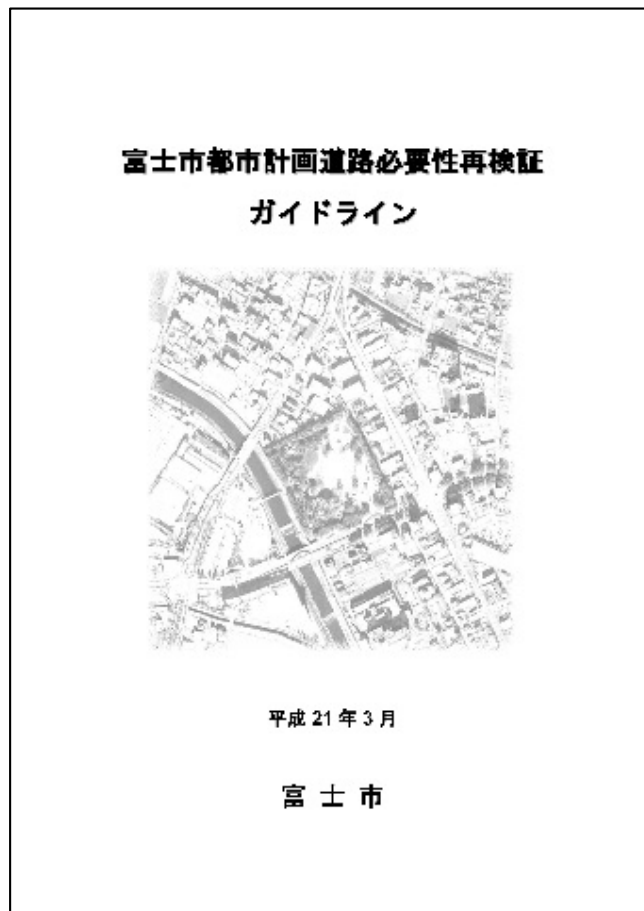
…整備時期については、

道路整備プログラムで示しています

↳ 整備時期を 短期・中期・長期 に分けて示したもの

必要性再検証のながれ

本市では、国や県のガイドラインに基づき、平成21年にガイドラインを作成しました。



検証作業は、
本ガイドラインに
沿って行いました。



検証の流れは次のとおり…

必要性再検証のながれ

R元年度

STEP0

再検証対象路線の抽出

STEP1

必要性の検証

STEP2

合理性の検証

現決定を維持

見直し候補路線

に分類

R3年度

STEP3

新道路網での検証

現決定を維持 (案)

変更 (案)

廃止 (案)

に分類

関係者や地域住民と合意形成

今回

都市計画法に基づく手続き

再検証対象路線の抽出

STEP0 再検証対象路線の抽出

本市で決定されているすべての都市計画道路

75路線

このうち…

- ✓ すべての区間において**改良済みの路線**
- ✓ すべての区間において**概ねの用地が確保され機能を果たしている路線**
- ✓ **全線供用の見込みがある路線**

である46路線は対象外

29路線

再検証対象区間の抽出

区間に分割、再検証対象区間の抽出

29路線を
111の区間に分割

29路線

111区間



1つの路線を
現道の交差点
などで分割

このうち...

✓ 改良済み・概成済み等の区間

である43区間は対象外

対象区間は

68区間

STEP1

へ

必要性再検証の内容

STEP1

必要性の検証

- 対象区間

68区間

これらの区間が…

- ✓ 渋滞緩和に資する路線であるか？
- ✓ 防災機能を持った路線であるか？ など

について検証



すべての区間で何らかの必要性があることを確認しました。

68区間

STEP2 へ

必要性再検証の内容

STEP1

必要性の検証

項目	検証の観点	
一般的 道路機能	・交通処理機能 (自動車交通)	1) 渋滞緩和に資する路線である 2) 同等規格の代替道路・計画がない
	・交通処理機能 (歩行者自転車交通)	3) 自転車・歩行者の通行量が多い 4) 沿道に集客施設がある
	・市街地形成機能 (土地利用促進)	5) 市街地再開発事業に関連する 6) 土地区画整理事業に関連する
	・収容空間機能	7) 電線類地中化などの整備計画がある 8) 下水道などの整備計画がある
防災・ 観光機能	・防災機能	1) 緊急輸送路の代替路線である 2) 消防活動機能を担う
	・都市環境機能	3) 景観形成計画に位置付けられている 4) 観光施設がある

必要性再検証の内容

STEP2

合理性の検証

68区間

これらの区間が...

- ✓ 物理的・地形的な制約はどうか？
- ✓ 計画の実現性はどうか？

実現性

- ✓ 将来交通量との整合性は？
- ✓ 土地利用との整合性は？

妥当性

について検証

現決定を維持

17区間

見直し候補路線

51区間

STEP3

必要性再検証の内容

STEP2

合理性の検証

項目	検証の観点	
実現性	・物理的 地形的な制約	1)大規模な構造物等が発生する 2)鉄道との交差が困難である 3)密集市街地内を通過し、抵触する支障物件が多い
	・歴史的 文化的な資源	4)歴史的価値の高い支障物件がある 5)文化的価値の高い支障物件がある
	・計画の実現性	6)計画路線近傍に同等規模の路線がある 7)標準的幅員と比較し計画幅員が、道路構造令の基準を満たしていない
妥当性	・将来交通量との 整合性	1)将来交通量の減少により、幅員・車線数の見直しが必要である
	・土地利用との 整合性	2)計画路線の整備によって、地域分断を招く

必要性再検証の内容

STEP3

新道路網での検証

見直し候補路線の **51区間** の計画を廃止した場合・・・

- ✓ 自動車や歩行者の適切な交通処理は？
- ✓ 公共交通施策との整合性は？
- ✓ 将来都市像との整合性は？

を検証

県や市の道路管理者と協議した上で・・・

見直しの方向性を設定

現決定を維持(案)

変更(案)

廃止(案)

見直しの方向性

※()内は前回検証時の数値

STEP3

今回の新道路網での検証では・・・

現決定を維持

見直し候補路線

17区間 (25)

51区間 (52)

36区間が維持(案)へ

現決定を維持 (案)

変更 (案)

廃止 (案)

53区間

(51)

3区間

(6)

12区間

(20)

見直しの方向性

今回の再検証により設定した「**見直しの方向性**」について

現決定を維持（案）

都市計画決定は、**そのまま残ります。**

変更（案）

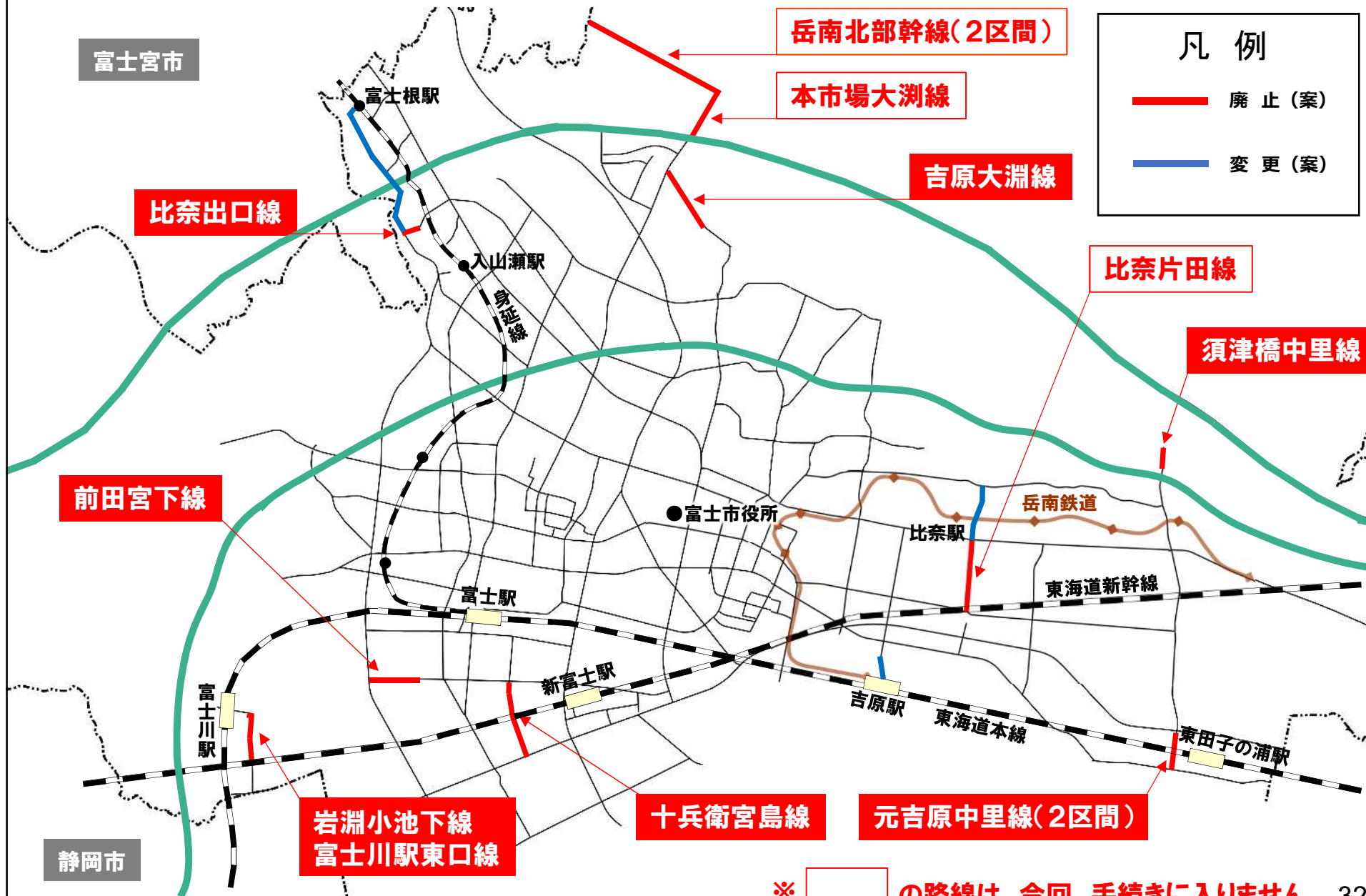
事業化の際に、**変更内容を検討します。**

廃止（案）

岳南北部幹線・本市場大淵線・比奈片田線**以外の路線**
について、**都市計画変更の手続きを行います。**

※岳南北部幹線・本市場大淵線・比奈片田線の都市計画変更の手続きは、富士宮市や県との協議等の後に行います。

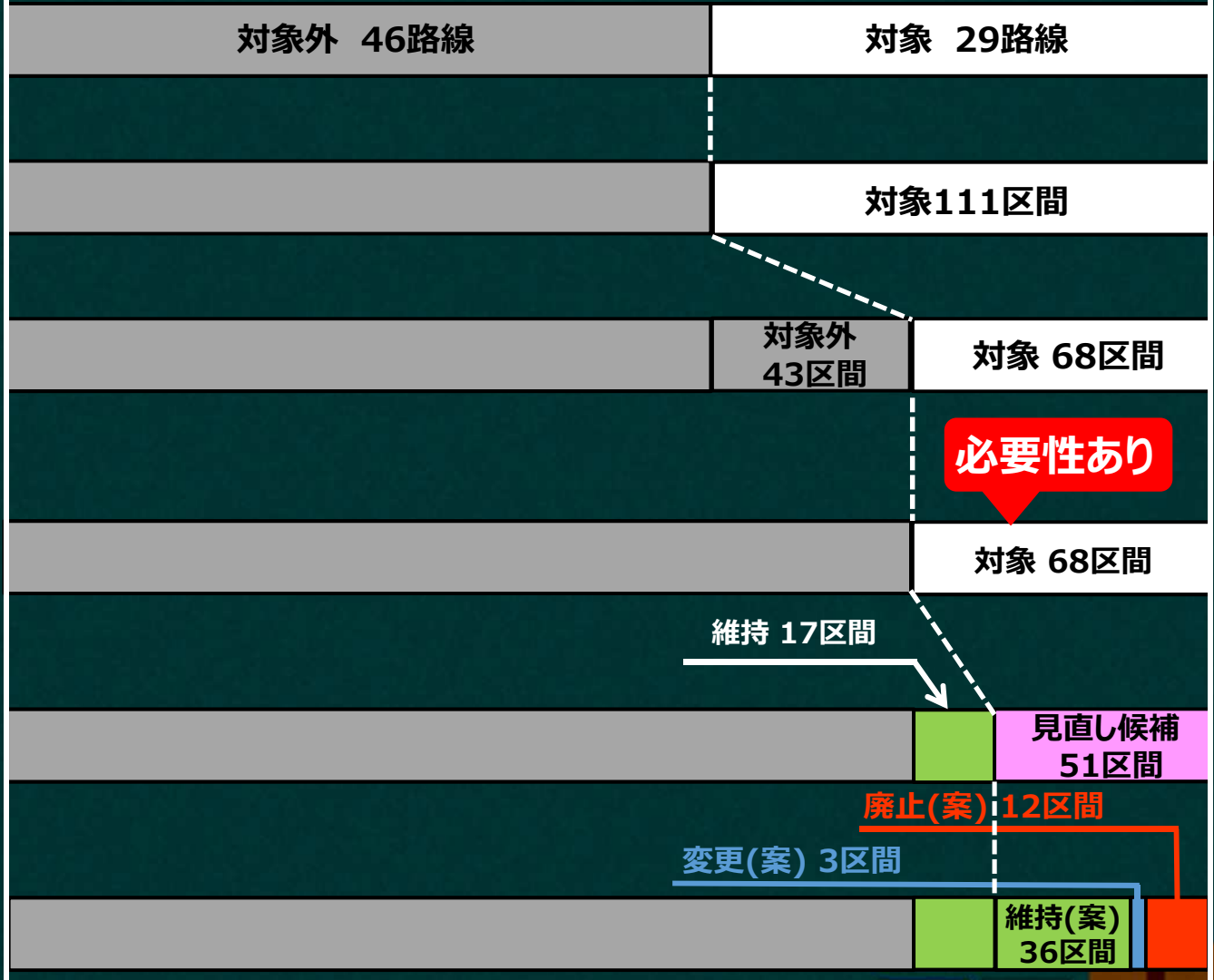
見直しの方向性



必要性再検証 まとめ

市内の都市計画道路 75路線

- STEP0
 - 再検証対象路線の抽出
改良済みの路線などを対象外に
 - 区間に分割
対象路線を区間に分割
 - 再検証対象区間の抽出
改良済みの区間などを対象外に
- STEP1
 - 必要性の検証
68区間の必要性を検証
- STEP2
 - 合理性の検証
68区間の合理性を検証
- STEP3
 - 新道路網での検証



3. 都市計画の変更内容

- 3・4・18号元吉原中里線（静岡県決定）
- 3・4・23号十兵衛宮島線ほか6路線（富士市決定）

都市計画変更の内容一覧

8路線について、下記のとおり都市計画の変更を行います

決定主体	名称	位置	区域				
				構造形式	車線の数	構造幅員	交差の数
県	3・4・18号元吉原中里線	●	●	—	—	—	●
市	3・4・23号十兵衛宮島線	●	●	—	—	—	●
	3・5・30号前田宮下線	●	●	—	—	—	●
	3・5・37号吉原大淵線	●	●	—	—	—	●
	3・6・52号比奈出口線	●	●	—	—	—	●
	3・5・88号須津橋中里線	—	●	—	—	—	—
	3・4・93号岩淵小池下線	●	●	—	—	—	●
	3・4・94号富士川駅東口線	—	●	—	—	—	●

3・4・18号元吉原中里線【県決定】

変更内容

都市計画決定年月日

当初決定 昭和36年10月19日
(最終決定 平成16年 2月13日)

位置

起点を 富士市中里字鬼ヶ島 に変更

区域 (延長)

約3,140mから約2,680mに変更

構造形式

地表式

車線の数

2車線

幅員 (標準断面図)

16m



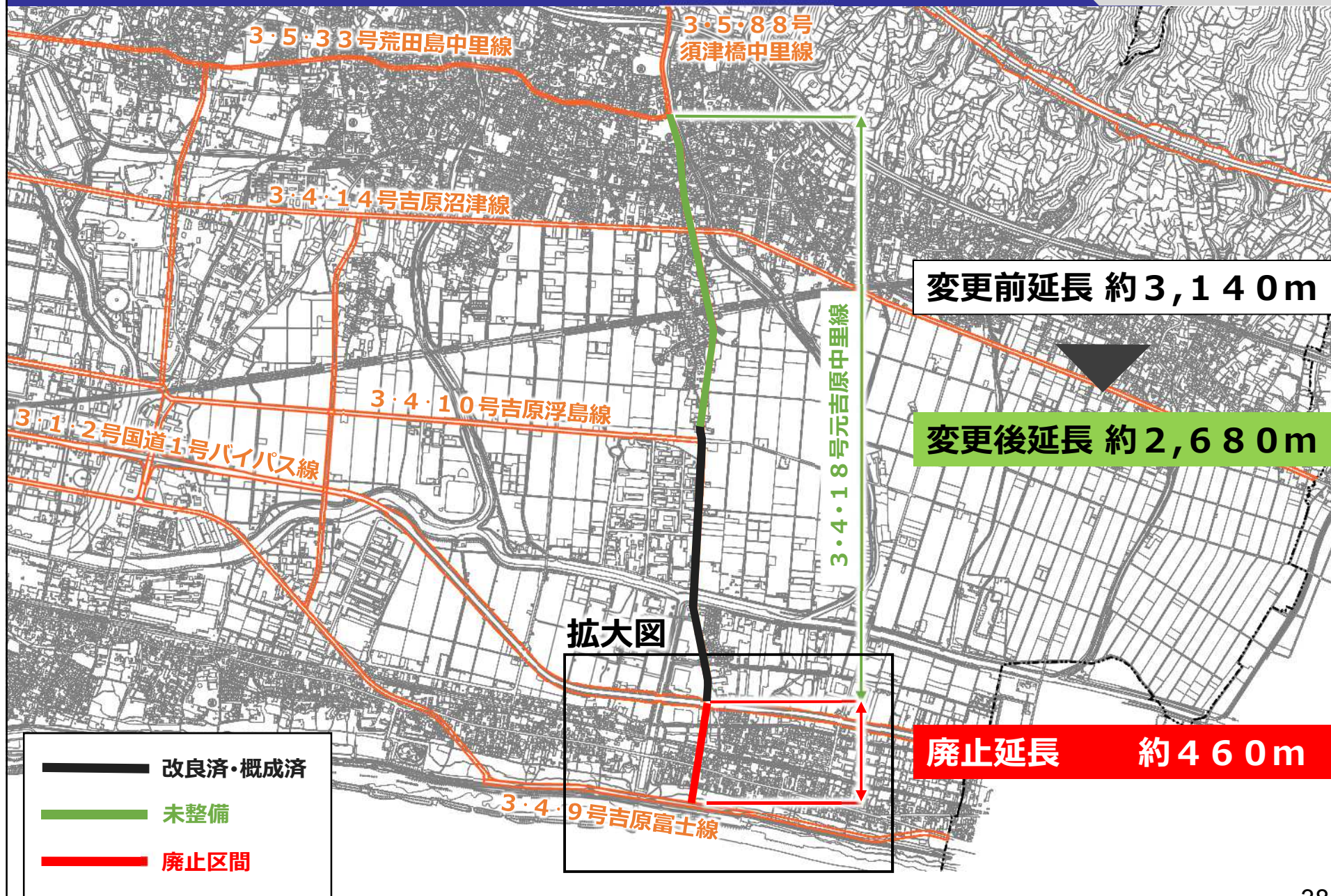
交差の数

幹線街路と平面交差 3箇所に変更



- ✓ 操業中の事業所を縦断する区間であり、実現性が低く、合理性に欠けます。
- ✓ 廃止区間と並行する現道（県道須津東田子の浦停車場線）があり、将来においても交通量を処理することが可能です。

位置図



3・4・23号十兵衛宮島線【市決定】

変更内容

都市計画決定年月日

当初決定 昭和36年10月19日
(最終決定 平成16年 2月13日)

位置

終点を 富士市宮島字下樋 に変更

区域 (延長)

約 1,400m から 約 5,100m に変更

構造形式

地表式

車線の数

2車線

幅員 (標準断面図)

16m



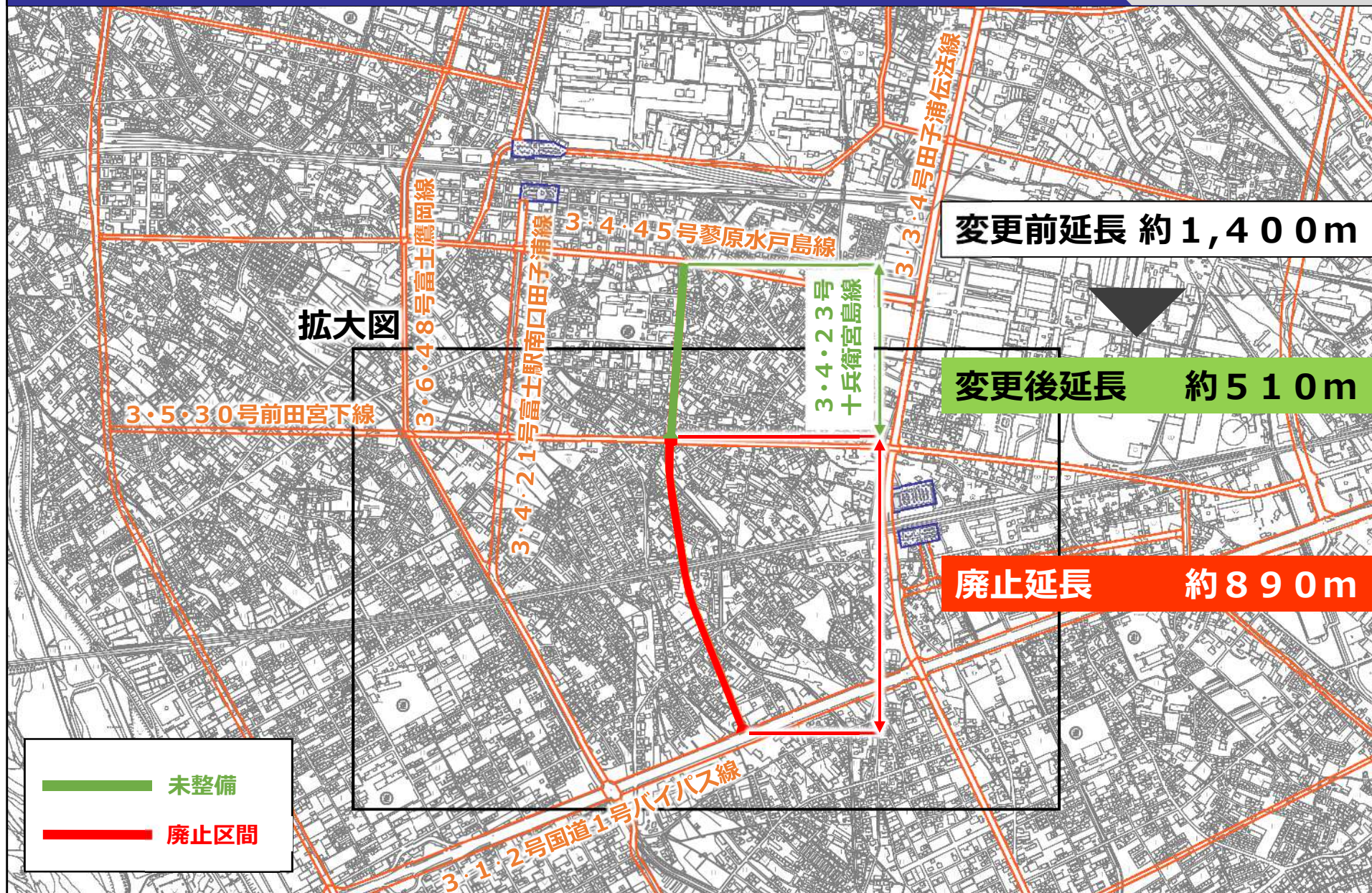
交差の数

幹線街路と平面交差 2箇所に変更

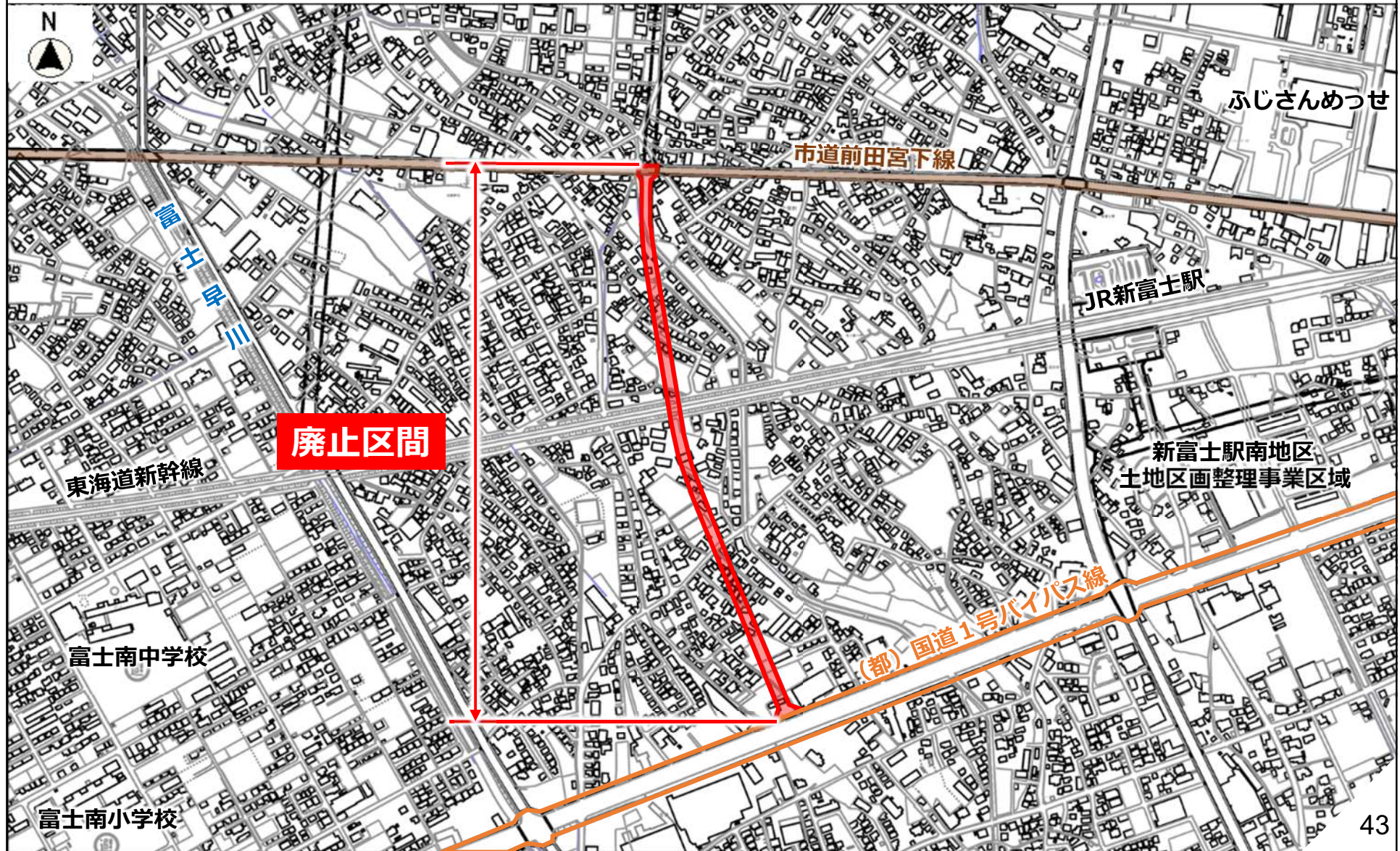


- ✓ 住宅が多く立ち並ぶ地域を縦断する区間であり、実現性が低く、合理性に欠けています。
- ✓ 本区間を廃止しても、新たな混雑が発生するなど、周辺道路に与える影響は少ないです。

位置図



廃止区間 前田宮下線から国道1号バイパスまで



3・5・30号前田宮下線【市決定】

変更内容

都市計画決定年月日

当初決定 昭和31年 4月 9日
(最終決定 平成16年 2月13日)

位置

終点を 富士市森島字東側 に変更

区域 (延長)

約3,550mから約2,930mに変更

構造形式

地表式

車線の数

2車線

幅員 (標準断面図)

15m



交差の数

幹線街路と平面交差 6箇所に変更



- ✓ 住宅が多く立ち並ぶ地域を横断する区間であり実現性が低く、合理性に欠けます。
- ✓ 現道（市道水戸島本町宮下線）があり、将来においても交通量を処理できます。

位置図

拡大図

変更前延長 約3,550m

変更後延長 約2,930m

廃止延長 約620m

- 改良済・概成済
- 未整備
- 廃止区間

廃止区間 (都) 田子浦鷹岡線から市道水戸島本町宮下線まで



3・5・37号吉原大淵線【市決定】

変更内容

都市計画決定年月日

当初決定 昭和36年10月19日
(最終決定 平成16年 2月13日)

位置

終点を 富士市中野字東三ツ倉 に変更

区域 (延長)

約3,600mから約3,000mに変更

構造形式

地表式

車線の数

2車線

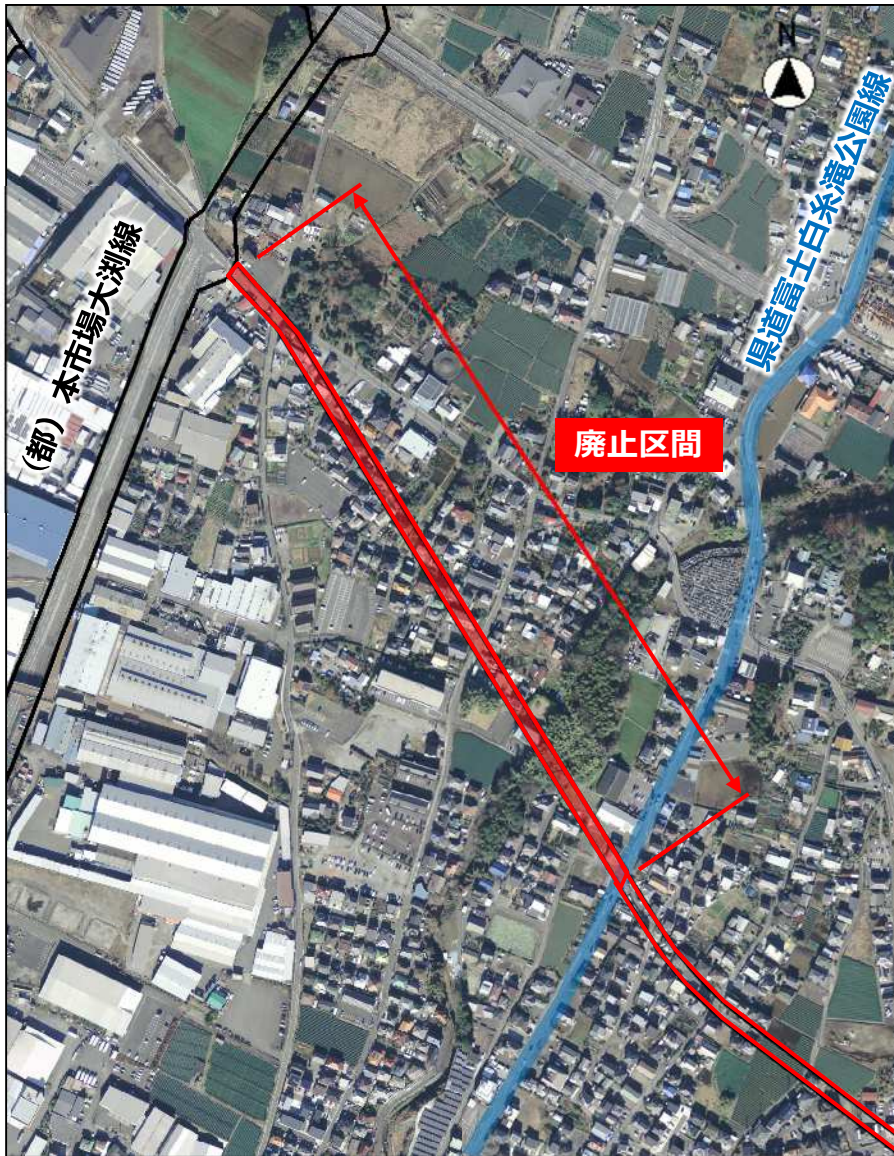
幅員 (標準断面図)

12m



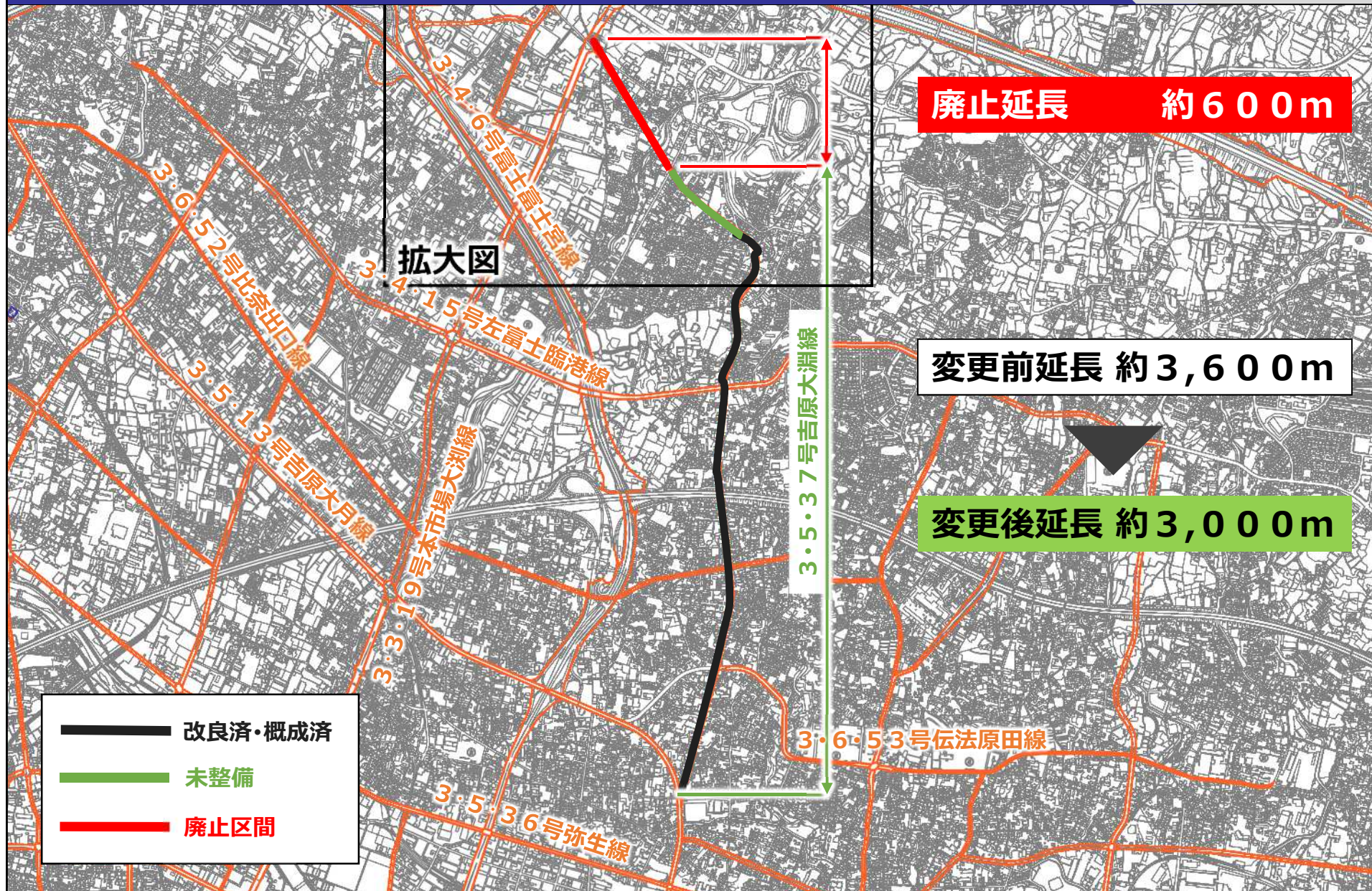
交差の数

幹線街路と平面交差 4箇所に変更

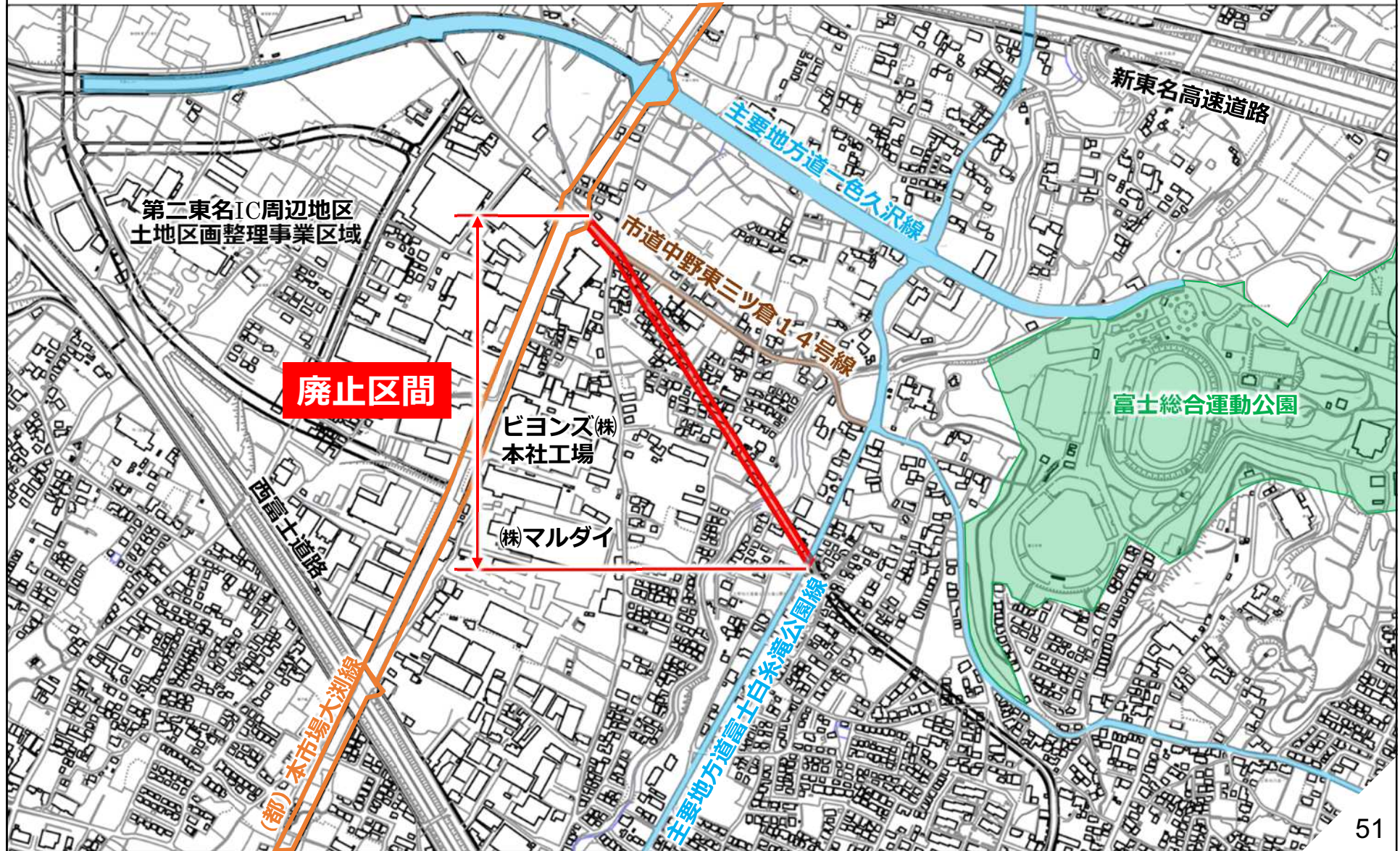


- ✓ 住宅が多く立ち並ぶ地域を縦断する区間であり、実現性が低く、合理性に欠けます。
- ✓ 本区間を廃止しても、新たな混雑が発生するなど、周辺道路に与える影響は少ないです。

位置図



廃止区間 県道富士白糸滝公園線から本市場大淵線まで



3・6・52号比奈出口線【市決定】

変更内容

都市計画決定年月日

当初決定 昭和36年10月19日
(最終決定 平成22年 9月17日)

位置

終点を 富士市入山瀬三丁目 に変更

区域 (延長)

約5,470mから約5,340mに変更

構造形式

地表式

車線の数

2車線

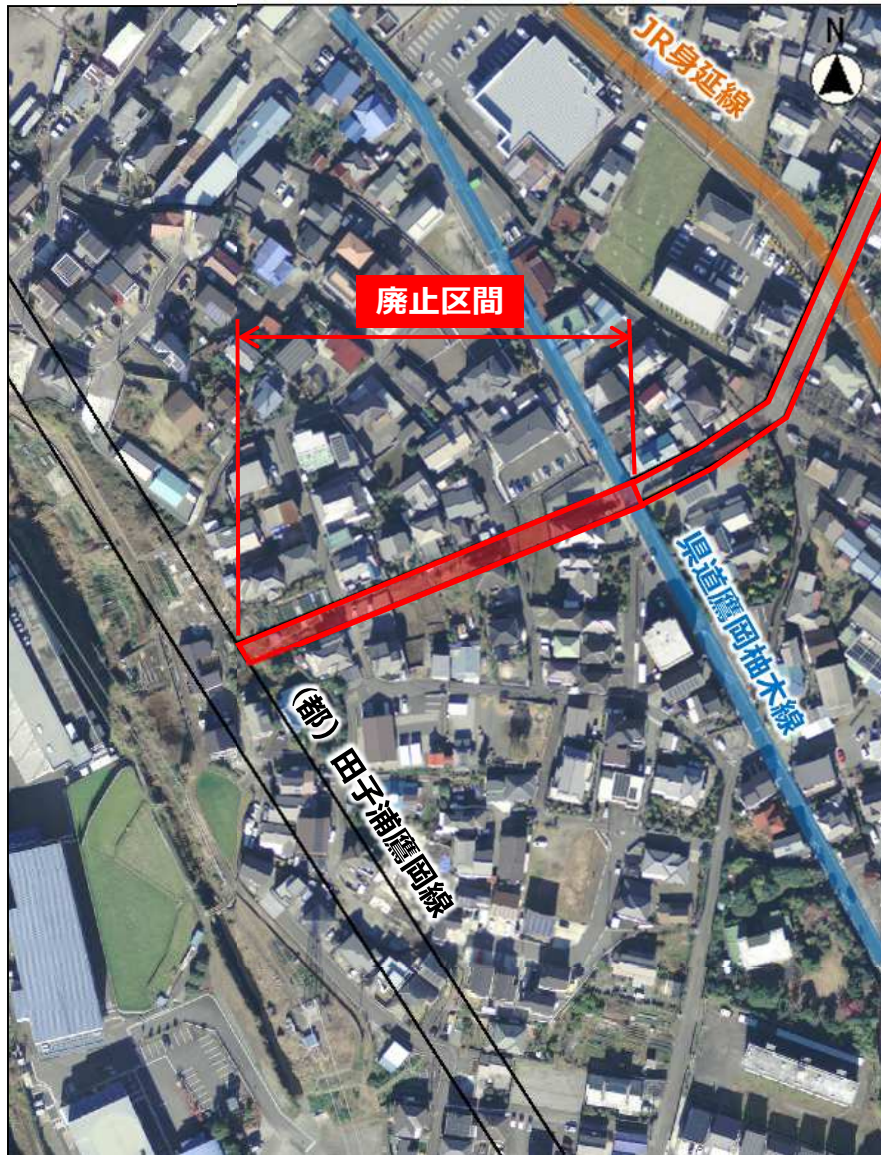
幅員 (標準断面図)

8m



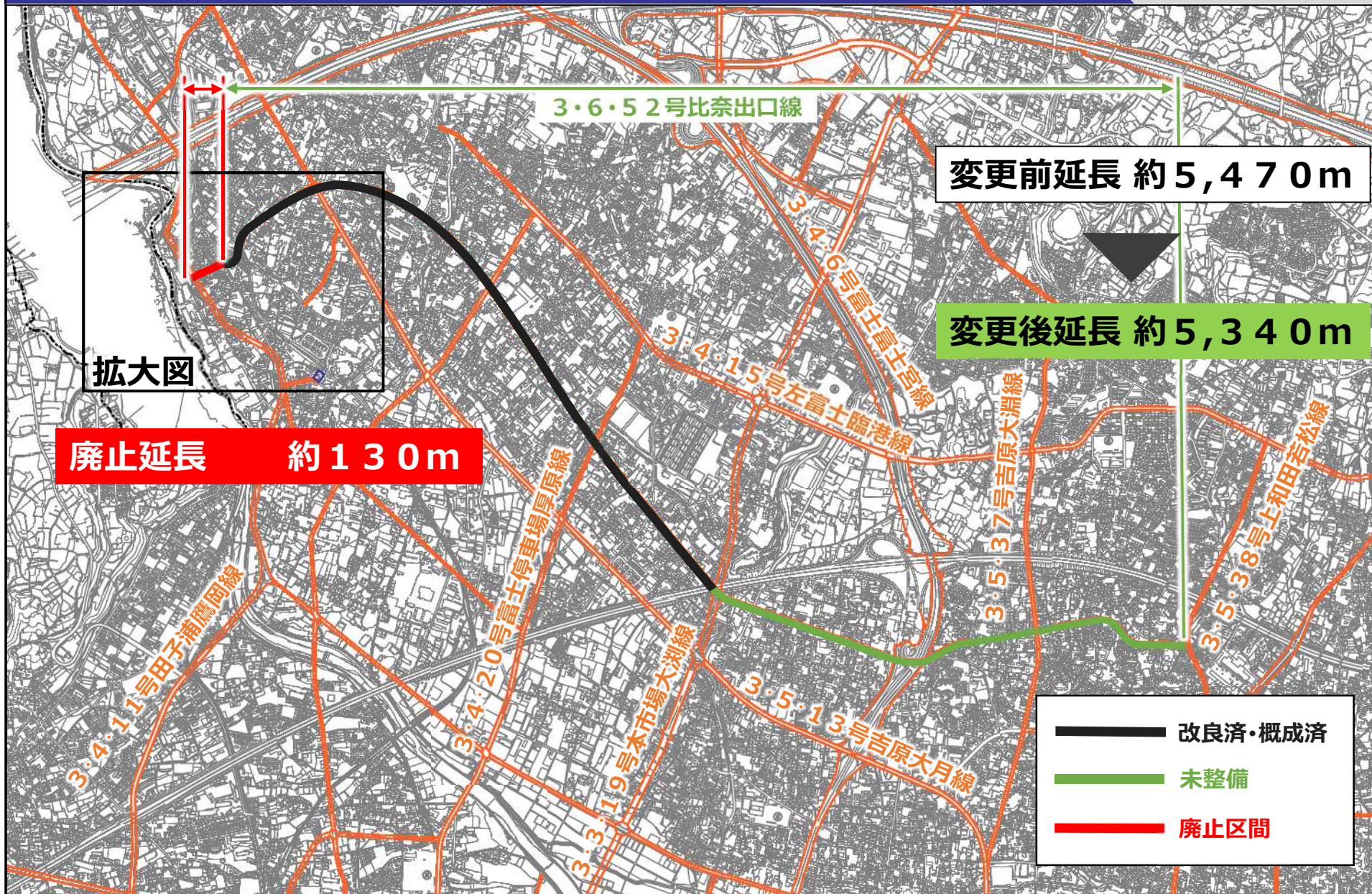
交差の数

幹線街路と平面交差 6箇所に変更

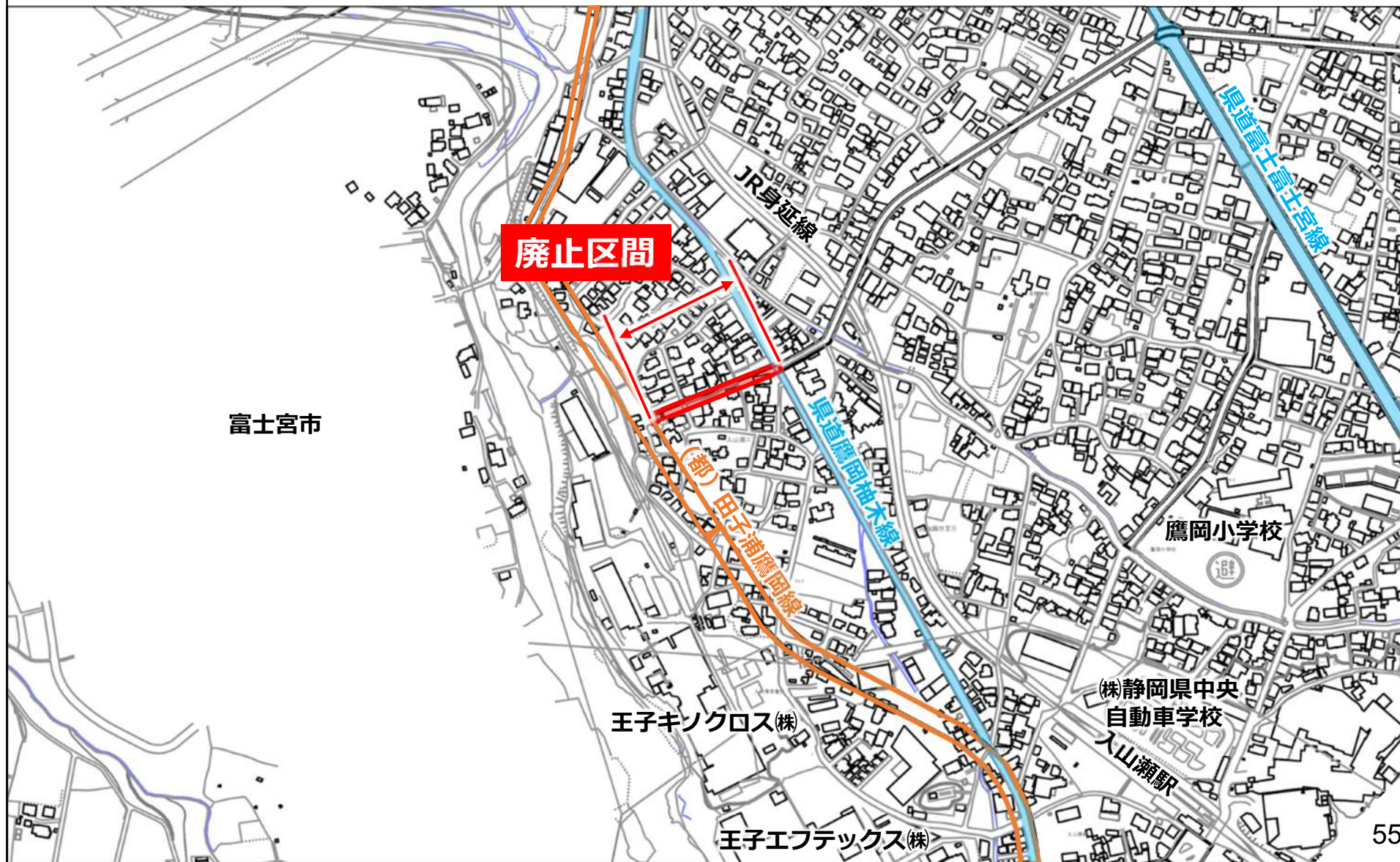


- ✓ 将来整備した場合の交通量はほとんど発生しない見込みです。
- ✓ 本区間を廃止しても、道路ネットワークとしては、県道鷹岡柚木線と接続することで機能しています。

位置図



廃止区間 (都) 田子浦鷹岡線から県道鷹岡柚木線まで



3・5・88号須津橋中里線【市決定】

変更内容

都市計画決定年月日 当初決定 平成16年 2月13日

位置 富士市中里字的場～中里字愛鷹

区域（延長） 約690mから約510mに変更

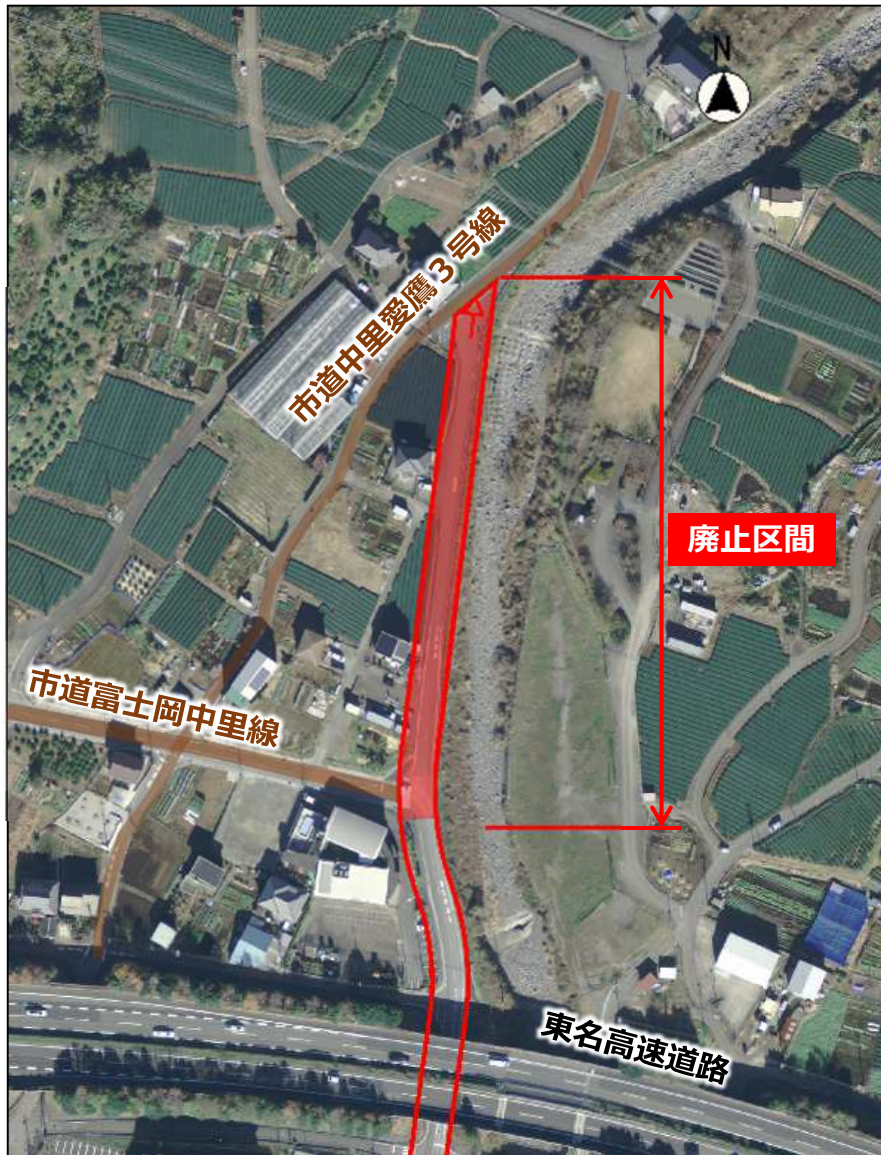
構造形式 地表式

車線の数 2車線

幅員（標準断面図） 12m



交差の数 自動車専用道路と立体交差 1箇所



- ✓ 本区間を廃止しても、道路ネットワークとしては市道富士岡中里線と接続することで機能しています。
- ✓ 将来交通量は、現道で処理することが可能です。

拡大図

廃止延長 約180m

3・5・88号
須津橋中里線

変更前延長 約690m

変更後延長 約510m

3・5・33号荒田島中里線

3・4・14号吉原沼津線

3・4・18号元吉原中里線

- 改良済・概成済
- 未整備
- 廃止区間

廃止区間 市道富士岡中里線から終点まで



3・4・93号岩淵小池下線【市決定】

変更内容

都市計画決定年月日

当初決定 昭和18年 3月14日
(最終決定 平成24年 3月30日)

位置

起点を富士市中之郷字棒ヶ谷戸下に変更

区域(延長)

約940mから約540mに変更

構造形式

地表式

車線の数

2車線

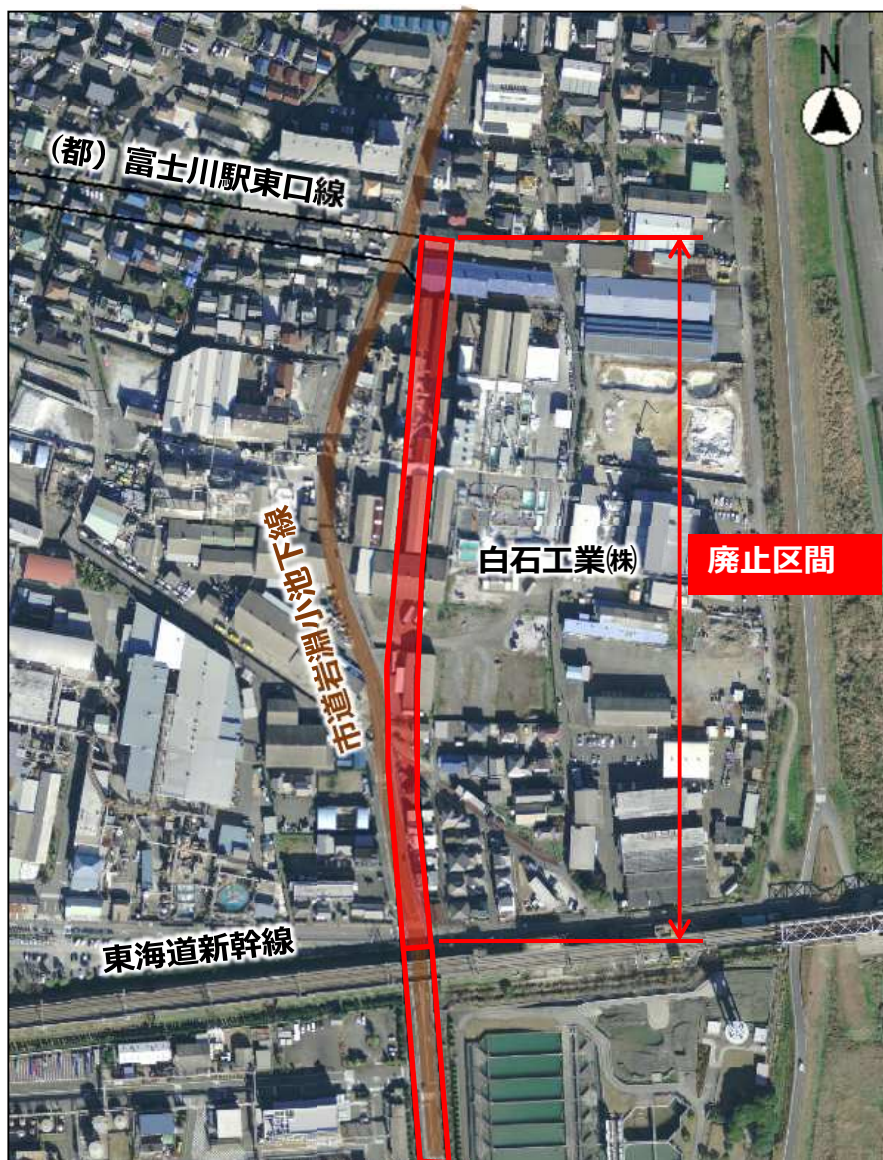
幅員(標準断面図)

16m



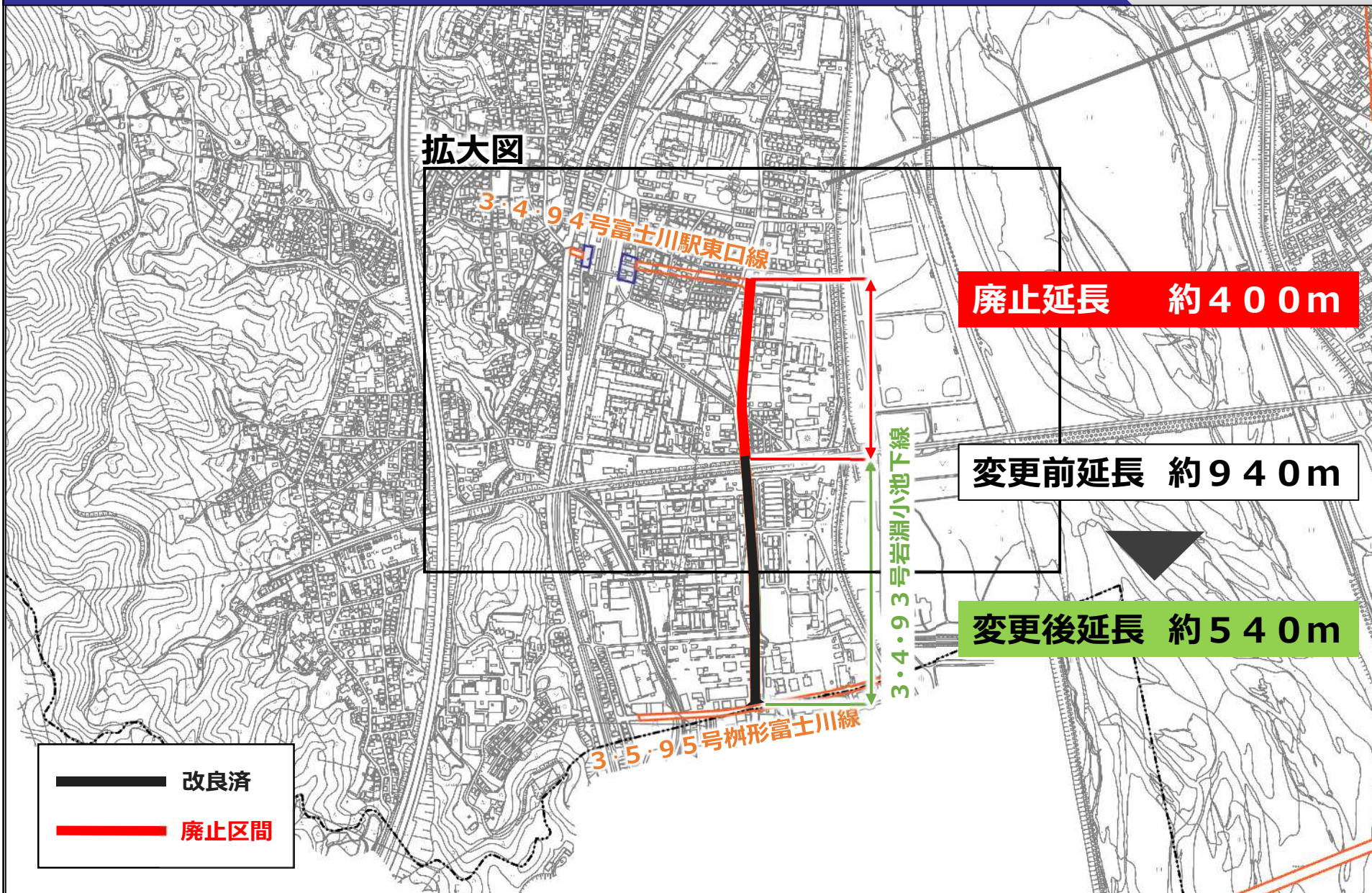
交差の数

幹線街路と平面交差 1箇所に変更

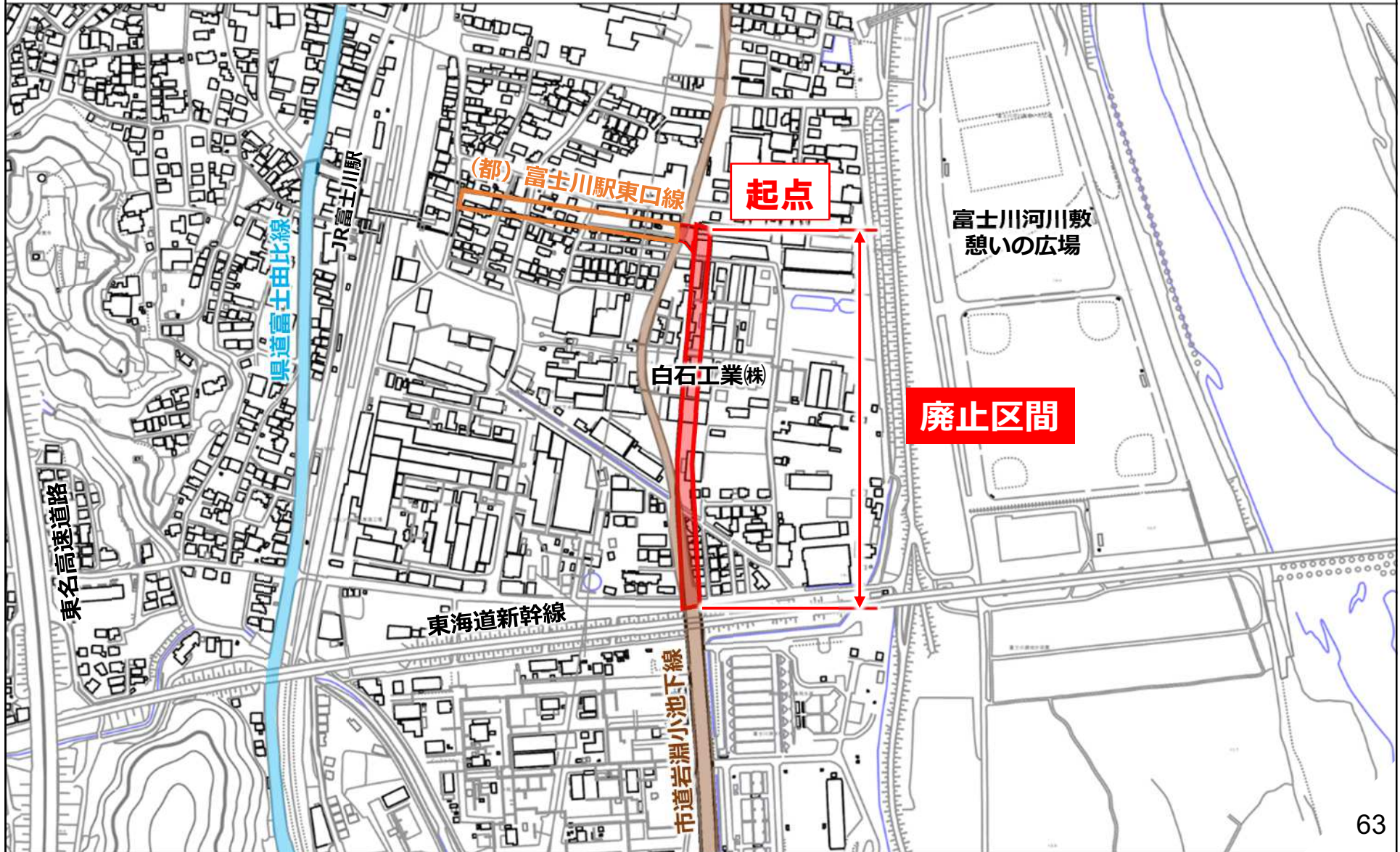


- ✓ 操業中の事業所を縦断する区間であり、実現性が低く、合理性に欠けます。
- ✓ 廃止区間と並行する現道（市道岩淵小池下線）があり、将来においても交通を処理できます。

拡大図



廃止区間 起点から東海道新幹線高架下まで



3・4・94号富士川駅東口線【市決定】

変更内容

都市計画決定年月日

当初決定 昭和18年 3月14日
(最終決定 平成24年 3月30日)

位置

富士市中之郷字堺町下

区域(延長)

約250mから約230mに変更

構造形式

地表式

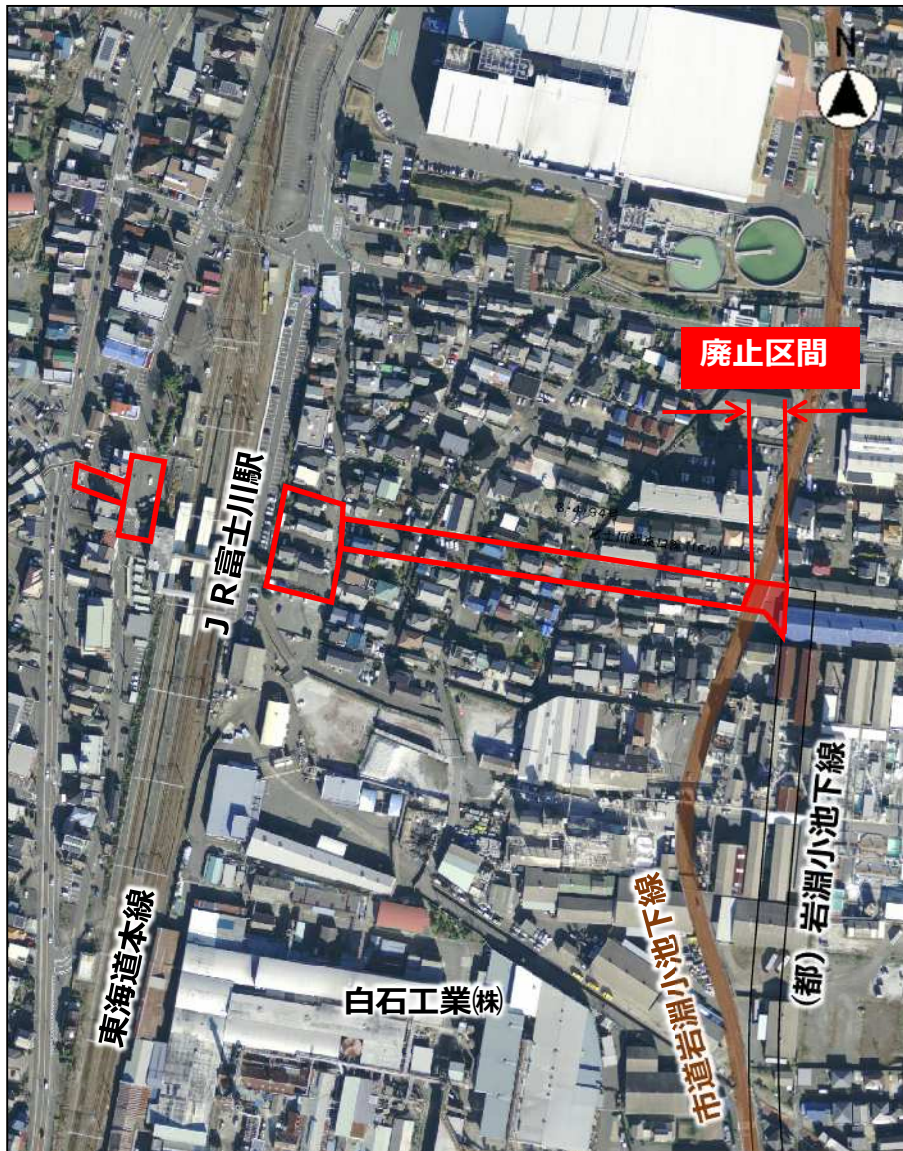
車線の数

2車線

幅員(標準断面図)

16m





✓ 3・4・93号岩淵小池下線の廃止に伴い、接続する一部区間を、現道の「市道岩淵小池下線」との接続部に変更するものです。

※再検証の結果は、「現決定を維持」となっています。

位置図

拡大図

3・4・94号富士川駅東口線

廃止延長 約20m

変更前延長 約250m

変更後延長 約230m

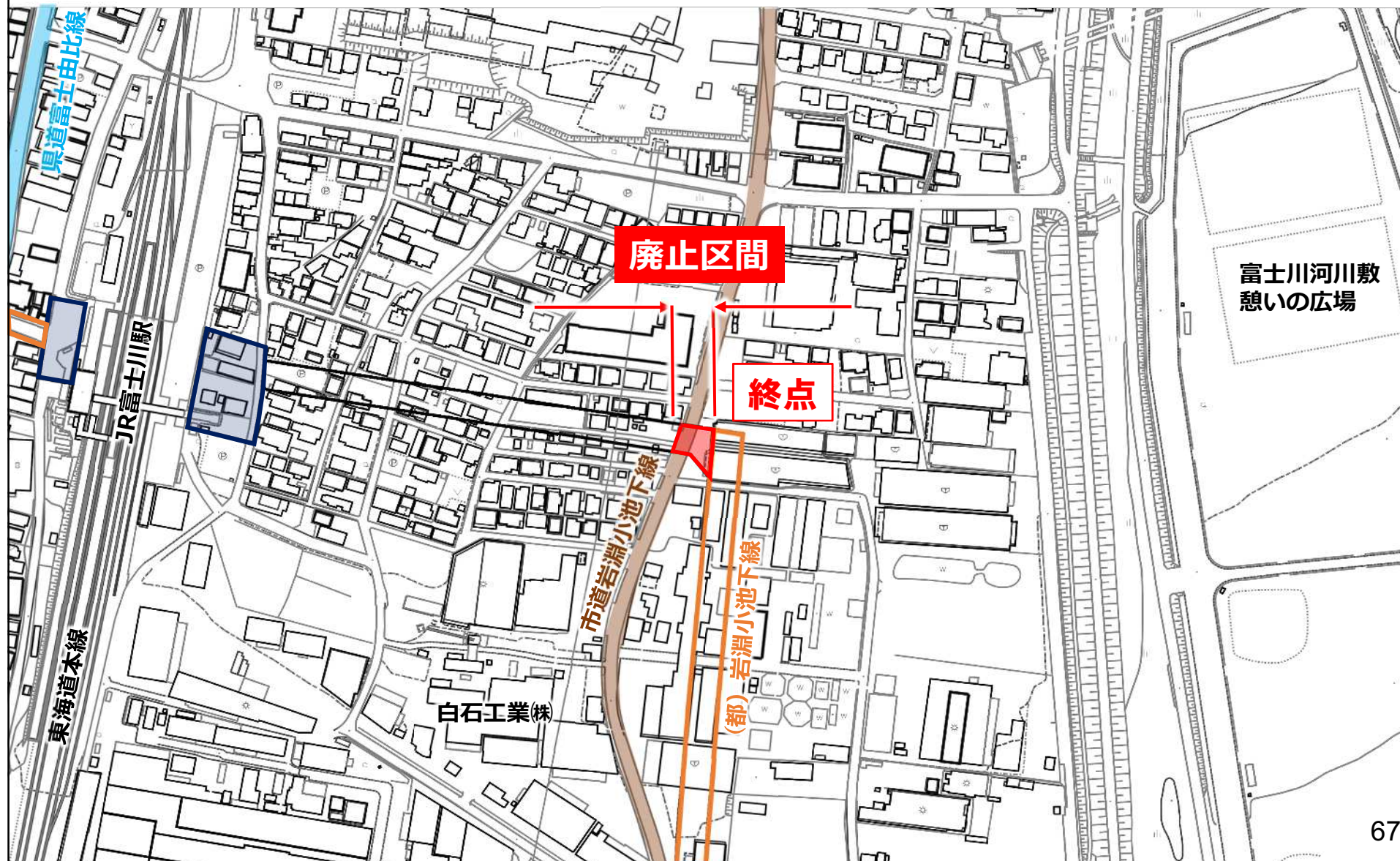
3・4・93号岩淵小池下線

3・5・95号榎形富士川線

— 未整備

— 廃止区間

廃止区間 市道岩淵小池下線から終点まで

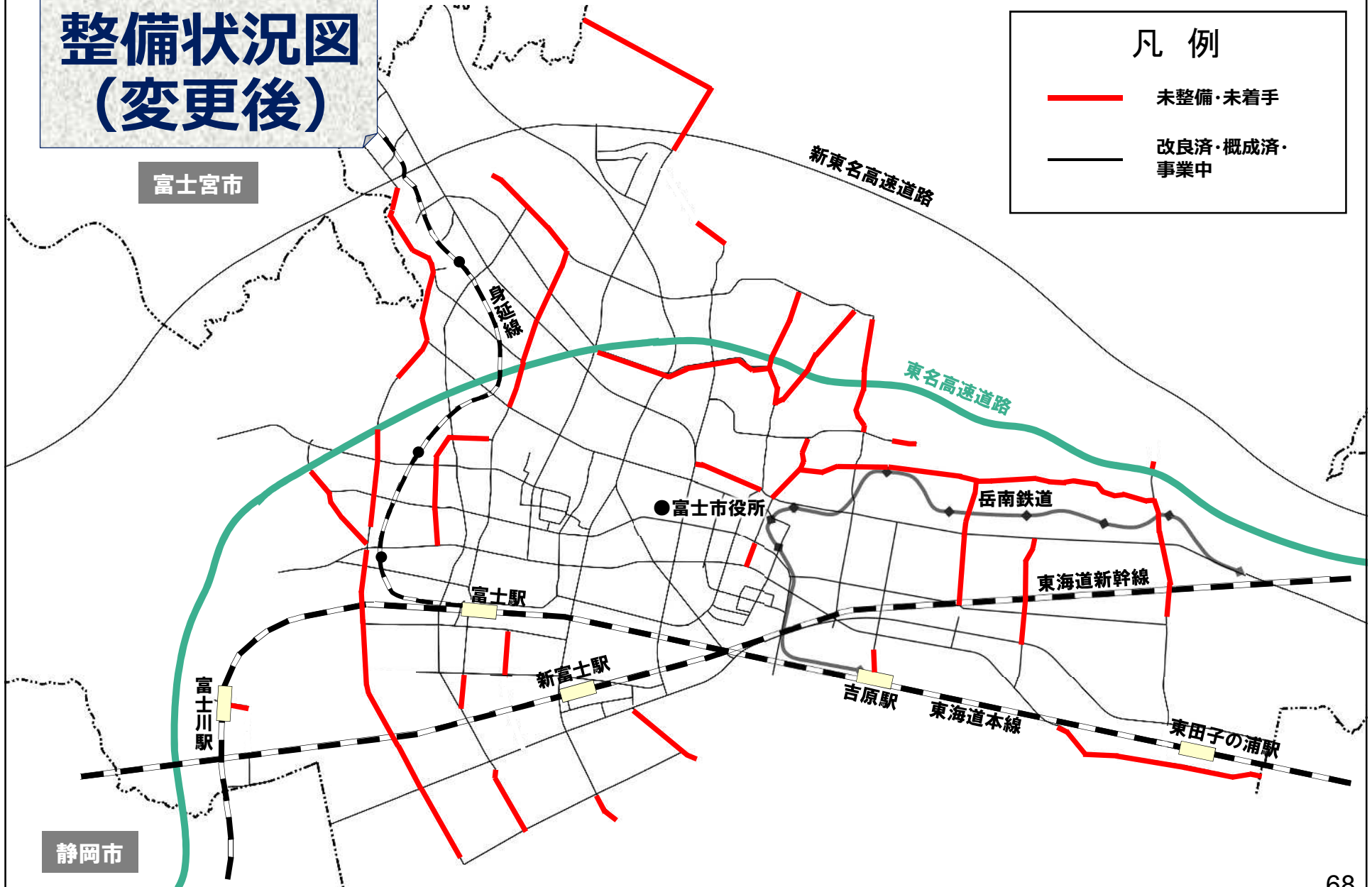


都市計画道路ネットワーク

整備状況図 (変更後)

凡例

- 未整備・未着手
- 改良済・概成済・事業中



4. 都市計画変更のスケジュール

- 今後のスケジュール

今後のスケジュール【県決定案件】

今後、静岡県都市計画審議会で審議された後に、都市計画変更の告示がされる予定です。

時 期	内 容
済 令和3年8月26日～9月17日	説明会
済 令和4年1月上旬～3月下旬	県との協議（都市計画原案作成協議）
済 令和4年5月10日～5月17日	公聴会開催に伴う案の閲覧
済 令和4年5月24日	公聴会
済 令和4年8月16日～30日	都市計画法第17条に基づく法定縦覧
令和4年10月24日	富士市都市計画審議会
令和4年11月上旬	都市計画法第18条に基づく意見回答
令和4年12月19日	静岡県都市計画審議会
令和5年1月以降	都市計画変更告示

今後のスケジュール【市決定案件】

今後、県知事協議等の手続きを経て、都市計画変更の告示を行う予定です。

時 期	内 容
済 令和3年8月26日～9月17日	説明会
済 令和4年1月上旬～3月下旬	県との協議（都市計画原案作成協議）
済 令和4年5月10日～5月17日	公聴会開催に伴う案の閲覧
済 令和4年5月24日	公聴会
済 令和4年8月16日～30日	都市計画法第17条に基づく法定縦覧
令和4年10月24日	富士市都市計画審議会
令和4年11月上旬	都市計画法第19条に基づく県知事協議
令和5年1月以降	都市計画変更告示

※都市計画変更の告示は、県決定案件と同日付で行う予定です。